

夢と希望への掛橋

奨学金など制度あれこれ



令和6年7月

発行：大阪市教育委員会

はじめに

将来の夢に向かって、希望の進路に進むためには、日頃の勉強の積み重ねによる学力の向上が何より大切ですが、一方で、入学金や学費、学校生活で、必要となる様々な費用の負担は、家計に大きな影響を及ぼします。

そのため、保護者や子どもたち自身が、進学するには「いつ」までに「どれくらい」費用がかかるのか、家庭の経済状況はどうか、どんな支援制度が利用できるのかなどを事前にしっかり把握しておく必要があります。

奨学金とは、進学に必要な能力と意欲のある子どもたちが家庭事情や経済的理由等により進学をあきらめることなく、自らの能力や適性等に応じた進路を自由に選択できるよう経済的に支援していくものです。

この冊子は、教育に必要な費用や、各種奨学金など進学するための様々な支援制度を知り、有効に活用していただくために作成しました。

令和 6 年 7 月
大阪市教育委員会

【奨学金】

生徒本人が申し込むものです。
返さなくていい「給付型」と卒業してから返さなければならない「貸与型」があります。
大阪府育英会や日本学生支援機構のほか、公益財団法人や学校が独自で制度を設けている場合もあります。
一般的に「給付型」は所得や成績の基準が厳しくなっています。

【授業料支援】

高等学校等では、国の「就学支援金」や大阪府の「私立授業料支援補助金」により教育費の負担が軽減されます。
大学等では、国の「高等教育の修学支援新制度」により、低所得世帯の学生の授業料・入学金が減免されます。また、大学等においても独自に減免を行っている学校もあります。

【教育資金貸付】

保護者が借りるものです。
日本政策金融公庫や民間金融機関の「教育ローン」は、有利子ですが入学前にまとまった金額を借りられます。
また、家庭事情に応じて「生活福祉資金」や「母子父子寡婦福祉資金」など無利子で借りられるものもあります。

それぞれの制度の特徴や申込条件などを正しく把握し、貸与型奨学金や貸付の場合は、返済計画もしっかりと立てておきましょう。

目 次

第1	高等学校等へ進学するための主な支援制度	
	高等学校等への進学にかかる費用……………	1
	〔授業料の支援〕	
	高等学校等就学支援金……………	3
	大阪府私立高等学校等授業料支援補助金……………	5
	〔授業料以外への支援〕	
	大阪府国公立・私立高等学校等「奨学のための給付金」……………	11
	大阪市奨学費……………	13
	大阪府育英会奨学金事業……………	14
第2	大学・短期大学等へ進学するための主な支援制度	
	大学等への進学にかかる費用……………	17
	高等教育の修学支援新制度（大学等の入学金・授業料の減免）……………	19
	日本学生支援機構(JASSO)の奨学金制度……………	20
	近畿労働金庫の「入学時必要資金融資」制度……………	25
第3	その他の教育貸付等	
	日本政策金融公庫（国の教育ローン）……………	27
	生活福祉資金（教育支援資金貸付）……………	29
	母子父子寡婦福祉資金（修学資金・就学支度資金）……………	31
	ヒューファイナンスおおさか 高校・大学入学準備資金融資……………	32
	各種団体の主な奨学金制度等一覧表……………	33
第4	参考資料集	
	就学支援・奨学金関係スケジュール／必要な各費用……………	40
	高等学校等授業料無償化制度の段階的な移行について……………	41
	令和7年度高等学校等入試日程など……………	42
	所得を証明する書類……………	44
	奨学金等制度についての相談窓口……………	48

第1 高等学校等へ進学するための主な支援制度

高等学校等への進学にかかる費用

1 高校で必要なお金の種類

- (1) 受験料
- (2) 入学時の費用
 - ・入学金 ・制服代等…夏服、冬服、体操服、水着など
 - ・通学用品費…カバン、通学用自転車など
- (3) 各学年でかかる費用
 - ・授業料 ・教科書代 ・通学費…定期代、駐輪場代など
 - ・学校納付金…生徒会費、学年費、学級費、PTA会費など
 - ・部活動…活動頻度が高く、合宿や試合の遠征などがある場合は高額になります。
- (4) 年間の中で特定の行事などにかかる費用
 - ・修学旅行…海外に行く場合は高額になります。
 - ・校外学習…遠足、社会見学など

2 高校（全日制）に係る学習費（全国平均）

（単位：円）

項目	種別	公立			私立		
		第1学年	第2学年	第3学年	第1学年	第2学年	第3学年
学習費総額(①+②)		629,459	457,895	455,762	1,276,978	941,873	937,550
①学校教育費		468,797	276,366	189,079	1,022,188	658,897	560,460
内 訳	入学金・入園料	22,171	…	…	128,099	…	…
	入学時に納付した施設整備費等	12,077	…	…	66,948	…	…
	入学検定料	15,384	…	…	16,179	…	…
	授業料 ※1	53,377	50,328	52,681	286,024	288,166	291,250
	施設整備費等	…	…	…	57,727	62,474	60,829
	修学旅行費	…	42,824	3,882	1,288	47,370	1,116
	校外学習費	4,949	3,854	2,968	14,258	9,490	5,883
	学級・児童会・生徒会費	11,098	7,602	7,842	14,668	12,898	11,551
	その他の学校納付金	15,898	11,352	10,550	22,300	19,672	18,859
	PTA会費	6,988	5,525	5,321	10,574	8,712	8,650
	後援会費	5,847	4,518	4,269	9,803	7,597	7,737
	寄附金	865	644	389	6,329	3,127	3,705
	教科書費・教科書以外の図書費	47,030	27,418	19,929	56,487	34,314	23,904
	学用品・実験実習材料費	43,361	12,380	10,608	48,394	15,335	12,939
	教科外活動費	62,699	40,290	16,234	73,245	44,098	22,637
	通学費	69,257	50,914	37,401	90,931	83,987	67,871
	制服	68,735	7,222	3,931	88,638	10,721	7,237
通学用品費	22,012	9,047	7,613	21,531	8,116	5,961	
その他	7,049	2,448	5,461	8,765	2,820	10,331	
②学校外活動費 ※2		160,662	181,529	266,683	254,790	282,976	377,090

出典：「令和3年度子どもの学習費調査」（文部科学省）

「令和3年度子どもの学習費調査」（文部科学省）を加工して作成

※1 授業料支援等を受けたうえで実際にかかった費用を集計したもの

※2 家庭教師、学習塾等の補助学習費及びスポーツ、音楽、外国語を習う等のその他の学校外活動に要した経費

3 大阪府内の高校の授業料等

(1) 公立（府立）

① 入学検定料	全日制 2,200円	定時制 950円	通信制 800円
② 入学金	全日制 5,650円	定時制 2,100円	通信制 500円
③ 授業料	全日制 月額 9,900円（年額 118,800円） 定時制 月額 2,700円（年額 32,400円） 通信制 1単位あたり年額 330円		
④ 学校諸費	学校・課程等で異なります		

- ① 出願前に納付が必要です。
- ② 入学許可日（合格発表日）以降の学校が指定する日までに納付が必要です。
- ③④ 3か月分ずつ年4期（4月、7月、10月、1月）に分けて納入します。
ただし、授業料については、高等学校等就学支援金の認定を受ければ徴収されません。

(2) 私立（全日制）

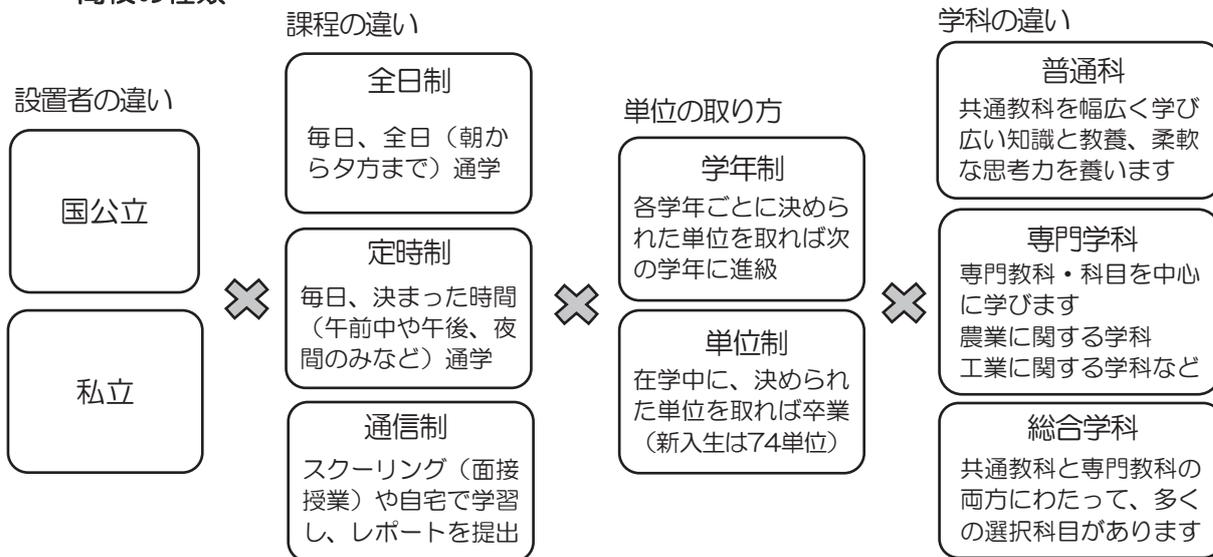
① 受験料	20,000円程度
② 入学金	大阪府平均 192,547円（私立高校ごとの金額は7,8ページ参照）
③ 授業料	大阪府平均 594,431円（ // ）
④ 施設設備費等	大阪府平均 34,919円
⑤ 学校諸費	学校・課程等で異なります

※ 平均額は、文部科学省「私立高等学校（全日制）の初年度授業料等について（平成30年度～令和4年度）」より令和4年度のコレを抜粋

- ① 出願前に納付が必要です。
 - ②③④ 学校により納入方法・期限が異なります。
 - ・専願合格者の場合は、ほとんどの高校で、数日中に入学金を納める必要があります。
 - ・併願合格者が入学する場合は、公立高校合格発表の当日か翌日までに入学金を納めなければなりません。
- 大阪府の授業料無償化制度の対象となり、授業料が無償となる場合でも、支給前に納期が到来する授業料は、一旦、納付する必要があります。支給後に学校から保護者に返金されます。
ただし、新高校2年生、3年生のうち、前年度に受給していた生徒は「早期交付」の対象になります。

参考

高校の種類



そのほか、中学卒業後の進路として、高等専門学校・専修学校（高等課程）・各種学校などがあります。

高等学校等就学支援金 国の制度

高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」）は、保護者等の所得等が要件を満たす生徒の授業料を国が負担し、家庭の教育費負担を軽減する制度で返済の必要はありません。なお、就学支援金は授業料のみが対象です。学校諸費等は、すべての生徒が支払うことになります。

1 資格要件

- (1) 生徒が日本国内に住所を有し、次の高等学校等に在学していること(国立・公立・私立は問いません)
 - ① 高等学校（全日制、定時制、通信制）
 - ② 中等教育学校の後期課程
 - ③ 特別支援学校の高等部
 - ④ 高等専門学校（第1学年から第3学年まで）
 - ⑤ 専修学校の高等課程
 - ⑥ 専修学校の一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)
 - ⑦ 各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校
- (2) 次の計算式（保護者合算）により算出された所得判定基準額が、304,200円未満（年収めやす910万円未満）であれば、118,800円が支給されます。

$$\text{所得判定基準額} = \text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額} \times 3/4$$

※計算式に関する補足事項は45ページをご参照ください。

 - ・ 私立高校等には加算があります。所得判定基準額が154,500円未満（年収めやす590万円未満）で、最大396,000円が支給されます。（5・6ページ参照）
 - ・ 年収めやすは、保護者のどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合です。保護者が共働きの場合は、年収めやすの金額が上がります。
- (3) 高等学校等を卒業（修了）したことがないこと
- (4) 高等学校等に在学した期間が通算で36月（定時制や通信制は48月）を超えていないこと
 - ・ 例：全日制を中途退学して通信制に再入学した場合、(48月－全日制在学月×4/3)月分が支給

2 支給方法

就学支援金は、学校が受け取り授業料と相殺されます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません（学校によっては、一旦授業料を納め、後日、生徒や保護者が就学支援金相当額を受け取る場合もあります。）。



※多くの学校ではオンライン（e-Shien）申請が可能です。詳しくは各学校にご確認ください。

3 支給額（令和6年度）

【全日制的場合】

限度額（年額）
～396,000円

	②私立高校等への授業料支援金の加算限度額 (①+②で最大396,000円の授業料が支援される。)	
※～118,800円	①公立高校等の授業料支援金の基準限度額	①のみ
年収めやす	590万円未満	910万円未満
所得判定基準額 (1の②参照)	154,500円未満	304,200円未満

※118,800円は、国公立の年間授業料です（国立は異なることもあります）

【その他の場合】

定時制、通信制、特別支援学校 高等部、高等専門学校(1～3学年)などについては、[文部科学省ホームページ 高等学校等就学支援金制度に関するQ&A](#)内の「支給期間・支給限度額」をご参照ください。

4 必要な手続き

入学時等に申請について学校から案内がありますので、オンライン（e-Shien）申請、または申請書類（マイナンバー関係書類等を含む）を学校に提出してください。申請月からの支給となるため、遅れないようご注意ください。

時期	提出書類名(書類申請の場合のみ)	添付書類（オンライン申請の場合は原則不要）
入学年度 4月	【新入生】 受給資格認定申請書	マイナンバー（個人番号）を証明する書類（いずれか1つ） ・マイナンバーカード（裏面）の写し ・マイナンバーが記載された住民票の写し （住民票記載事項証明書でも可）
各学年 7月	【全生徒(新入生を含む)】 収入状況届出書 受給資格認定申請書	※ 入学時にマイナンバーで手続きをし認定を受ければ、その後の手続きは原則不要となります。

- (1) 1年生の4月から6月分までの支給額
→前年度分の課税状況（前々年の1月から12月の収入によるもの）で受給資格の認定を行います。
- (2) 7月から翌年6月分（最終学年は翌年3月分）までの支給額
→当該年度分の課税状況（前年の1月から12月の収入によるもの）で受給資格の認定を行います。

※ やむを得ない理由によりマイナンバーを使用しない場合は、入学した年度の4月に受給資格認定申請書と課税証明書等、7月に収入状況届出書と課税証明書等が必要です。また、翌年度以降も毎年7月に収入状況届出書と課税証明書等が必要です。詳しくは高校等にご確認ください。

※ 保護者や、納税額等に変更があった場合には手続きが必要となりますので、高校等にご確認ください。

※ 生活保護を受給している世帯で税の申告をされていない方は、生活保護受給証明書を提出してください。マイナンバーカードの写しの提出は不要です。申請用紙が異なりますので、高校等にお問い合わせください。

5 所得要件の認定を行う保護者等について

- (1) 「保護者等」とは、原則として親権者である父母の両方です。離婚や死別などの場合は、父母のいずれかが親権者となります。再婚相手は、養子縁組をしない限り親権者にはなりません。また、親権者の一方が海外にいて課税証明書等が発行されない場合は、日本に在住する親権者のみの課税額で判断されます。ただし、その場合には私立高校等の加算はありません。
- (2) 未成年後見人については、家庭裁判所等で選任され扶養義務を持つ方に限ります。また、親権者がおらず生徒の生計を維持している方がいる場合は、扶養関係の確認のために生徒の健康保険証のコピーなどが必要です。
- (3) 生徒が成人している場合や、生徒の収入で生活している場合は、生徒本人の書類が必要です。

6 留意事項

- (1) 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請してください。
（高等専修学校に在籍し、技能連携制度により高等学校にも在籍している場合は、連携先にかかる授業料は制度の対象外です。）
- (2) 毎月1日に在学している場合に支給対象となり、3か月ごとに大阪府から学校へ振り込まれます。

7 その他の支援制度

- (1) 学び直しへの支援
高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過した後も、卒業までの間（最長2年）継続して授業料の支援を行う制度です。なお転学は対象外です。所得要件や支給の流れは就学支援金と同じです。
- (2) 家計急変への支援
負傷や疾病、経営状況の悪化、その他自己の責めに帰することのできない理由により離職・休職・廃業・収入減少等で家計が急変したことにより、保護者等全員の収入が激減した世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

【問合せ先】

- ◎ 在学（進学）する高等学校等
- ◎ 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話：06-6910-8001
- ◎ 大阪府教育庁 電話：06-6941-0351（代表）

【公立】施設財務課 府立高校授業料担当

【私立】私学課 高等学校等授業料支援担当

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金

大阪府では、府内の私立高校・高等専修学校等についても、国の「就学支援金」と併せて、私立高等学校等授業料支援補助金（以下、「授業料支援補助金」）を交付することにより、国公立高校と同様に授業料を実質無償化する又は一部負担とする制度を実施しています（入学金や教科書代、修学旅行積立金などの授業料以外の納付金は支給対象外です。）。

- 1 概要 令和7(2025)年度 高校1年生（令和6(2024)年度 中学3年生） *中学2年生以降は41ページ参照
(授業料が60万円の学校の場合)

所得判定基準額 (保護者合算) ※1	年収のめやす	保護者の授業料負担年額		
		子ども1人の世帯	子ども2人の世帯	子ども3人以上の世帯
～154,500円未満	590万円未満	無償	無償	無償
154,500円～251,100円未満	800万円未満	20万円 ※2	10万円 ※2	
251,100円～304,200円未満	910万円未満	481,200円 ※3 ※4	30万円 ※3	10万円 ※3

※1 所得判定基準額(保護者合算) = 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額×3/4
※計算式に関する補足事項は45ページをご参照ください。

※2 授業料にかかわらず負担額は変わりません。

※3 授業料が60万円を超える学校の場合、その超えた額と上記負担額の合計額が負担額となります。
(授業料が65万円の学校の場合→上記負担額+5万円)

※4 授業料が60万円未満の学校の場合、授業料から国の支援金分の118,800円を引いた額が負担額となります。
(授業料が58万円の学校の場合→保護者負担461,200円 国の支援金分は確保されます)

【2人以上の子どもを扶養する世帯の確認方法】

- ① 同じ保護者に扶養されている子どもであること
＜確認書類＞健康保険証の写し
- ② ①のうち、年度末年齢が19歳以上の場合は、就学支援金の支給対象となる高校等・大学・短大・高等専門学校・専修学校(専門課程)在学者に限ります。(大学院・海外の学校は除く)
＜確認書類＞在学(在校)証明書

※ ただし、高等学校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても、予備校等の在校証明書や当該子に対する教育費負担にかかる親権者からの申し出に基づき、特例的に大学等の学生とみなします。

【通信制(単位制)の場合】

年収590万円未満の世帯には、授業料が実質無償になるよう、標準授業料(1単位あたり10,032円)を上限に授業料支援補助金(府)が支給されます。標準授業料を超える場合は学校が負担します。

2 資格要件

- (1) 受給する月の1日時点で生徒と保護者(親権者全員)が大阪府内に在住していること ※1
- (2) 受給する月の1日時点で私立高校等のうち「就学支援推進校」に在学していること ※2
- (3) 高等学校等就学支援金(国の制度)を受給していること
- (4) 保護者の所得(親権者合算)が、所得要件を満たしていること ※3 ※4

※1 保護者のいずれかが、勤務先の命令による単身赴任で、やむをえず住民票を他府県に移している場合、辞令の写し等を提出することにより、大阪府内在住とみなす場合があります。

※2 「私立高校生等就学支援推進校」とは、高校生等の就学支援に積極的に協力する私立高等学校や高等専修学校等で大阪府教育長が指定します。7～10ページをご覧ください。

※3 1月1日に、保護者のうち一方が海外に在住している場合は、国内に在住している保護者のみの所得を確認し、その所得が基準額(年収めやす910万円)未満であれば、就学支援金の基礎額(月額9,900円)のみ支給されます。仕事等のやむを得ない事情により海外在住となっている場合は授業料支援補助金も対象となります。

※4 1月1日に、保護者全員が海外に在住している場合は、就学支援金の基礎額(月額9,900円)のみ支給されず(所得の確認は行いません)。就学支援金の加算金額と授業料支援補助金は支給されません。

3 必要な手続き

- (1) 授業料支援補助金（府制度）を受けるための手続きは、全て在学している私立高校等で行います。
 (2) 下記の書類を高校等へ提出してください。詳細は学校にご確認ください。

学校への提出期限	学校への提出書類名 (様式は学校で配付)	添付書類
6月以降 学校の指示する日	【全生徒(新生を含む)】 授業料支援申請書	学校から案内のあった書類

- ※ 授業料支援補助金は、毎年度申請が必要です。学校の案内にしたがって申請してください。
 ※ 生活保護を受給している世帯で税の申告をされていない方は、生活保護の受給証明書を提出してください。マイナンバーカードの写しの提出は不要です。申請用紙が異なりますので、私立高校等に直接お問い合わせください。
 ※ 授業料支援補助金における所得確認は、就学支援金の判定結果を利用して行います。したがって、授業料支援補助金の申請のために、マイナンバーカードの写しや課税証明書等の所得判定に係る書類を改めて提出する必要はありません。

◎1年生の4月から6月分までの支給額

→前年度分の課税状況（前々年の1月から12月の収入によるもの）で、受給資格の認定を行います。

◎7月から翌年6月分（最終学年は翌年3月分）までの支給額

→当該年度分の課税状況（前年の1月から12月の収入によるもの）で、受給資格の認定を行います。

4 留意事項

- (1) 保護者負担が実質無償となる場合でも、私立高校等への振込み前に納期が到来する授業料は、一旦納付していただく必要があります（授業料の納付が困難な場合は、私立高校等にご相談ください。）。
- (2) 私立高校等では就学支援金・授業料支援補助金が振り込まれた後、授業料の還付や相殺（差し引き）などを行います（私立高校等によって方法が異なりますので、詳細は私立高校等にお問い合わせください。）。
- (3) 年度の前半と後半の2回に分けて、大阪府から学校へ振り込まれます。
 （大阪府外の対象校についてはスケジュールが異なる場合があります。）
- (4) 授業料支援補助金は、1日時点で要件を満たす月に対して支給されます。

【問合せ先】

◎在学（進学）する高等学校等

◎府民お問合せセンター ピピっとライン 電話：06-6910-8001

◎大阪府教育庁 私学課 高等学校等授業料支援担当

電話：06-6941-0351（代表）

令和6年度 私立高校生等就学支援推進校の高等学校

【共 学 校】 72校

(単位：円)

・支援推進校は、「国の就学支援金」と「府の授業料補助金」が受けられます。

高等学校名	入学金	授業料	その他
アサンプション国際	220,000	564,000	656,000
ア ナ ン 学 園	200,000	600,000	458,550
あ べ の 翔 学	200,000	600,000	448,653
上 宮	220,000	636,000	504,800
上 宮 太 子	220,000	636,000	447,000
英 真 学 園	200,000	576,000	314,000
追手門学院大手前	250,000	669,000	375,000
追手門学院	240,000	537,000	337,660
大 阪	200,000	606,000	341,400
大阪偕星学園	200,000	580,000	394,956~
大阪学院大学	※1	※1	※1
大阪学芸	230,000	538,000	611,070
大阪学芸中等教育(後期)	※2	※2	※2
大阪 暁 光	200,000	600,000	
大阪 国 際	250,000	564,000	457,200
大阪金剛インターナショナル	200,000	500,000	177,000
大阪産業大学附属	200,000	540,000	490,000
大阪商業大学	200,000	600,000	218,580
大阪商業大学堺	200,000	600,000	436,141~
大阪信愛学院	200,000	594,000	365,263
大阪 青 凌	200,000	600,000	300,000
大阪体育大学浪商	200,000	600,000	208,750
大阪電気通信大学	200,000	600,000	304,000
大阪 桐 蔭	※1	※1	※1
大阪夕陽丘学園	※1	※1	※1
大阪 緑 涼	200,000	600,000	347,993
開 明	200,000	650,000	382,200
関西大倉	200,000	620,000	335,400
関西創価	200,000	480,000	286,200~
関西大学	200,000	700,000	597,182
関西大学第一	200,000	640,000	320,000~
関西大学北陽	200,000	690,000	401,920
関西福祉科学大学	200,000	608,000	254,557~
近畿大学泉州	200,000	570,000	751,000
近畿大学附属	※1	※1	※1
金 蘭 千 里	※1	※1	※1

高等学校名	入学金	授業料	その他
建 国	200,000	482,000	530,006
賢 明 学 院	250,000	588,000	545,000
香里ヌヴェール学院	180,000	504,000~	597,000
金 光 大 阪	230,000	594,000	354,056
金 光 藤 蔭	200,000	581,400	405,050~
金 光 八 尾	200,000	594,000	413,500
四 條 畷 学 園	230,000	600,000	333,000
四 天 王 寺 東	200,000	540,000	280,000
常 翔 学 園	220,000	618,000	349,000
常翔啓光学園	220,000	618,000	411,000
昇 陽	※1	※1	※1
精 華	150,000	576,000	441,000~
清 教 学 園	220,000	648,000	291,230~
星 翔	200,000	600,000	389,679
清 風 南 海	200,000	640,000	242,000~
清 明 学 院	200,000	590,000	492,990~
大 商 学 園	200,000	550,000	255,000
太 成 学 院 大 学	※1	※1	※1
高 槻	200,000	678,000	117,000
帝塚山学院泉ヶ丘	※1	※1	※1
東海大学付属大阪仰星	220,000	600,000	414,433~
同 志 社 香 里	150,000	644,000	369,231~
浪 速	200,000	628,000	668,747~
羽 衣 学 園	※1	※1	※1
初 芝 富 田 林	200,000	630,000	327,000
初 芝 立 命 館	200,000	630,000	230,000
阪 南 大 学	190,000	600,000	206,000
P L 学 園	※1	※1	※1
東大阪大学敬愛	100,000	600,000	310,000
東 大 谷	200,000	612,000	419,000~
箕 面 学 園	※1	※1	※1
箕面自由学園	250,000	570,000	242,400~
明 浄 学 院	200,000	600,000	205,000
桃 山 学 院	※1	※1	※1
履 正 社	280,000	560,000	518,298
早 稲 田 摂 陵	230,000	600,000	505,000

※就学支援推進校以外の学校は「国の就学支援金」のみ受けられます。学校にご確認ください。

※「その他」は入学金・授業料以外で1年次に必要な費用の目安。別途、制服代、教科書代、合宿費等が必要な場合もあります。金額は目安です。年度・コース等により変わる場合があります。

※1 学校にご確認ください ※2 新入生募集停止中

令和6年度 私立高校生等就学支援推進校の高等学校

【男子校】

5校

(単位：円)

高等学校名	入学金	授業料	その他
大阪星光学院	※1	※1	※1
興國	※1	※1	※1
清風	※1	※1	※1
東大阪大学柏原	※1	※1	※1
明星	240,000	648,000	394,600

【通信制】

11校

(単位：円)

高等学校名	入学金	授業料	その他
英風※3	50000	12,000※4	298890
大阪つくば開成	50,000	12,000※4	181,045~
賢明学院	250,000	12,000※4	244,000
向陽台	※1	※1	※1
神須学園※3	100,000	12,000※4	363,710
秋桜	50,000	12,000※4	154,000
天王寺学館※5	50,000	8,500※4	81,000
長尾谷	70,000	12,000※4	30,000
八洲学園	0	10,000※4	610,000
Y M C A 学院	50,000	12,000※4	75,000
ルネサンス大阪	50,000	10,000※4	70,000

【女子高】

17校

(単位：円)

高等学校名	入学金	授業料	その他
ヴェリタス城星学園	220,000	570,000	647,200
大阪薫英女学院	200,000	620,000	590,000
大阪女学院	200,000	663,000	250,000~
大阪成蹊女子	200,000	594,000	487,900
大谷	200,000	612,000	398,918
香ヶ丘リベルテ	200,000	630,000	415,500
金蘭会	200,000	550,000	450,000
好文学園女子	200,000	594,000	460,000
堺リベラル	200,000	630,000	486,000
四天王寺	200,000	612,000	368,000
樟蔭	240,000	612,000	470,186
城南学園	200,000	630,000	429,300
宣真	200,000	582,000	614,880
相愛	※1	※1	※1
帝塚山学院	200,000	615,600	480,951~
梅花	210,000	594,000	471,400
プール学院	240,000	570,000	※1

※1 学校にご確認ください

※3 英風高等学校、神須学園高等学校は令和6年度新制度のみが対象となります（高校2・3年生は現行制度の対象となりません）

※4 1単位あたり授業料。毎年25単位程度の履修が必要

※5 通学部：入学金120,000円

授業料399,000円～ その他91,000円

令和6年度 私立高校生等就学支援推進校（専修学校高等課程等）

学校名	課程名	学科名	修業年限
関西テレビ電気専門学校	工業高等課程	電気テレビ科	3
		電気テレビ科	2
		CGアニメーション科	3
近畿情報高等専修学校	工業高等課程	総合情報処理科	3
関西情報工学院専門学校	高等課程	情報処理科	3
		国際情報科	3
大阪情報コンピュータ高等専修学校	情報処理高等課程	IT総合学科	3
ECCコンピュータ高等専門学校	工業高等課程	情報技術基礎学科	3
中央学園高等専修学校	商業実務高等課程	普通科	3
	家政高等課程	ファッションクリエイター科	
鴻池学園高等専修学校	家政高等課程	保育科	3
		普通科	
		総合福祉科	
		ファッション科	
英風女子高等専修学校 ※2	普通科高等課程	普通科	3
	ファッション科高等課程	ファッション科	
	福祉科高等課程	福祉科	
東洋学園高等専修学校	被服高等課程	ファッションビジネス学科	3
	福祉高等課程	福祉学科	
	総合高等課程	総合ビジネス科	
八洲学園高等専修学校	経理高等課程	商業科	3
大阪技能専門学校	商業実務高等課程	総合商業科	3
	工業高等課程	総合工業科 自動車整備科	
東朋高等専修学校	総合ビジネス高等課程	普通科 総合教育学科	3
専修学校クラーク高等学院天王寺校	商業実務高等課程	国際総合学科	3
専修学校クラーク高等学院大阪梅田校	商業実務高等課程	国際総合学科	3
清恵会医療専門学校	医療高等課程	准看護学科	2
泉大津市医師会附属看護高等専修学校	看護高等課程	准看護科	2
河崎会看護専門学校 ※6	看護高等課程	准看護学科	2
大精協看護専門学校	看護高等課程	准看護科	2
錦秀会看護専門学校	看護高等課程	准看護学科	2
アイム近畿理容美容専門学校	理美容高等課程	理容科	2
		美容科	
NRB日本理容美容専門学校	衛生高等課程	美容科	2
		理容科	
大阪美容専門学校	衛生高等課程	美容科	3
小出美容専門学校	美容高等課程	美容科	2
大阪中央理容美容専門学校	衛生高等課程	理容科	2
		美容科	
		美容修得者課程理容科	1
		理容修得者課程美容科	
関西外語専門学校	国際高等課程	国際教養学科	3
大阪YMCA国際専門学校	国際高等課程	国際学科	3
		表現・コミュニケーション学科	
東大阪准看護学院 ※2	准看護師課程	准看護学科	2
コリア国際学園		高等部	3

※2 新入生募集停止 ※6 令和6年度入学生を除く

他の専修学校・各種学校でも国の支援制度のみ受けられる場合があります。直接、学校にお問い合わせください。

令和6年度 大阪府外の私立高校生等就学支援推進校の高等学校

【和歌山県】

【共 学 校】 7校 (単位：円)

高等学校名	入学金	授業料	その他
開 智	※1	※1	※1
近畿大学附属新宮	※1	※1	※1
近畿大学附属和歌山	※1	※1	※1
高 野 山	130,000	396,000	437,200
智 弁 学 園 和 歌 山	※1	※1	※1
初 芝 橋 本	200,000	570,000	526,920
りら創造芸術	200,000	550,000	300,000~

【女 子 校】 1校 (単位：円)

高等学校名	入学金	授業料	その他
和歌山信愛	※7	200,000	420,000
			104,000

【通 信 制】 2校 (単位：円)

高等学校名	入学金	授業料	その他
慶 風	20,000	240,000	88,000
高 野 山	20,000	10,000※4	50,000

【滋賀県】

【通 信 制】 1校 (単位：円)

高等学校名	入学金	授業料	その他
E C C 学 園	40,000	10,000※4	43,200

【奈良県】

【共 学 校】 2校 (単位：円)

高等学校名	入学金	授業料	その他
智 辯 学 園	200,000	450,000	651,000
智辯学園奈良カレッジ高等部	200,000	468,000	505,000

【京都府】

【共 学 校】 1校 (単位：円)

高等学校名	入学金	授業料	その他
京 都 西 山	80,000	516,000	443,000

【兵庫県】

【女 子 校】 2校 (単位：円)

高等学校名	入学金	授業料	その他
武庫川女子大学附属	350,000	630,000	424,000
百 合 学 院	※1	※1	※1

【通 信 制】 1校 (単位：円)

高等学校名	入学金	授業料	その他
京 都 長 尾 谷	※1	※1	※1

【通 信 制】 2校 (単位：円)

高等学校名	入学金	授業料	その他
相 生 学 院	50,000	9,000※3	92,500
第一学院養父校	※1	※1	※1

令和6年度 大阪府外の私立高校生等就学支援推進校（専修学校高等課程等）

府県名	学校名
【和歌山県】	新宮市医師会准看護学院
	和歌山高等美術専門学校
【京都府】	京都近畿情報高等専修学校
【奈良県】	美芸学園高等専修学校
【兵庫県】	専修学校猪名川甲英高等学院
	専修学校西宮甲英高等学院

※詳細は各校にお問い合わせください

※1 学校にご確認ください

※4 1単位あたり授業料。毎年25単位程度の履修が必要

※7 通信制 入学金100,000円 授業料444,000円 その他96,000円

※大阪府外の対象校については令和6年度新制度のみが対象となります（高校2・3年生は現行制度の対象とはなりません）

大阪府 国公立高等学校等 「奨学のための給付金」 私立高等学校等

全ての意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得者世帯（生活保護世帯・非課税世帯）の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給します。返済の必要はありません。受給申請書や添付書類等は、国公立と私立で異なります。詳細については、高等学校等の入学説明会等で確認してください。

1 支給要件

申請年度の7月1日時点において、次の(1)～(5)の要件を、全て満たしている必要があります。

- (1) 保護者等（親権者全員）の申請年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること
- (2) 保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること
※ 保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。
- (3) 生徒が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は学び直し支援金の補助対象となる者である
- (4) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと
- (5) 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。）

〈対象外〉

生徒が、児童福祉施設入所者、里親委託者等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合

2 給付金額

区分	対象生徒の要件	給付金額（年額）令和6年度	
		全日制・定時制	通信制
1	生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒	国公立	32,300円
		私立	52,600円
2	申請年度の道府県民税所得割額 市町村民税所得割額 非課税世帯 区分3に該当する兄弟姉妹のいない生徒	国公立	122,100円 50,500円
		私立	142,600円 52,100円
3	生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が a・b のいずれかに該当する場合 ※1、※2、※3 a 兄又は姉が高等学校等（全日制・定時制・通信制・専攻科）に在学する場合 b 兄弟姉妹が、15歳以上23歳未満で中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合	国公立	143,700円
		私立	152,000円

※1 働いていないこと（収入が扶養の範囲内の方は除く。）

※2 年齢及び扶養者の状況は、申請年度の7月1日時点で判断します。また、扶養者は、健康保険証の組合員氏名が保護者等（親権者）であることで確認します。

※3 ひとり親の場合、当該兄弟姉妹は申請者（親権者）に扶養されていることが必要です。養子縁組していない再婚相手等申請者以外の親に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません。

3 申請手続きと支給時期

〈国公立〉

6月下旬ごろ
受給申請書等は、生徒が在学する学校で配付されます。 提出先は在学する学校です。 受給申請書と必要書類を、学校が定める期日までに提出してください。

審査

12月以降	12月末ごろ
審査結果の通知	指定された保護者等の口座に振込

※ 新入生への前倒し給付制度があります。

※ 生徒が在学する学校の徴収金に未納又は未収分がある場合は、給付金を充当して相殺しますので、一部又は全額が振り込まれないことがあります。

〈私立〉

- ・大阪府が認可する高等学校等に在学する場合

6月下旬ごろ
受給申請書等は、生徒が在学する学校で配付されます。 提出先は在学する学校です。 受給申請書と必要書類を、学校が定める期日までに提出してください。

審査

12月以降	1月以降
・審査結果の通知 ・学校の口座に振込（代理受領）	学校から保護者等の口座に振込

※ 新入生への前倒し給付はありません。

※ 学校に代理受領を委任していただきます。給付金は学校から保護者等口座へ振り込まれますが学校の納付金に未納又は未収分がある場合、給付金を充当して相殺されます。

- ・大阪府認可校以外の高等学校等に在学する場合（※他府県の私立学校等）

7月
受給申請書等は大阪府教育庁私学課のホームページからダウンロードしてください。 提出先は大阪府教育庁です。 申請書類等は7月1日から9月2日（予定）の期限内に郵送で提出してください。 〒540-8570 大阪府中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館9階 大阪府教育庁 私学課 奨学のための給付金担当

審査

12月以降	1月以降
審査結果の通知	指定された保護者等の口座に振込

〔書類の不備等がある場合は、大阪府から確認の連絡があります。〕

※ 上記の時期等については、変更される場合があります。

【問合せ先】

- ◎ 在学（進学）する高等学校等
- ◎ 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話：06-6910-8001
- ◎ 大阪府教育庁 電話：06-6941-0351（代表）
 - 【公立】施設財務課 奨学のための給付金担当
 - 【私立】私学課 奨学のための給付金担当

大阪市奨学費

大阪市教育委員会では、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（専攻科及び別科を除く。以下、「高等学校等」）に在学する生徒で、経済的理由により修学が困難な生徒へ大阪市奨学費を支給しています。

1 資格

大阪市奨学費は、当該年度の7月1日現在、次の全ての要件を満たす生徒が対象です。

- (1) 高等学校等に在学
- (2) 大阪市内に住民票がある
- (3) 市民税非課税世帯（均等割・所得割ともに0円）に属する又は、児童養護施設へ入所・里親に委託されている

※ 生活保護（高等学校等就学費）を受給している場合は対象外となります。

※ 児童福祉法第27条第1項第3号の措置による、児童養護施設入所者・里親への委託が対象です。

- (4) 学業が優良で、生活の全般を通じて行いが善良

2 支給額等

- ・第1学年（入学年度に限る）は年額107,000円以内、それ以外は年額72,000円以内。

ただし、保護者が大阪府「奨学のための給付金」の支給要件を満たす場合は、大阪府への申請の有無にかかわらず府の給付金額を控除した金額が市奨学費の支給上限額です。府の給付金額が市奨学費を上回る場合は、市奨学費は支給されません。

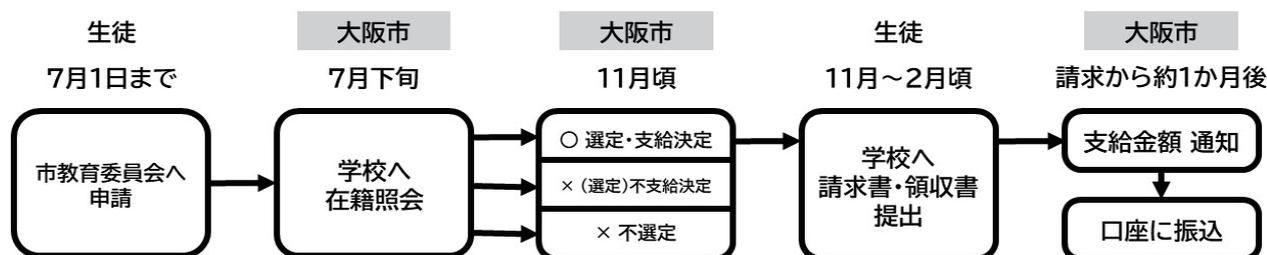
※ 全日制・定時制の学校の場合、児童養護施設入所者・里親に委託されている方、別居の生計を一切しない親権者がありその親権者は課税されている方以外は、市の奨学費は支給されません。

- ・大阪府以外の「給付型奨学金」を受給する方は、併給調整（支給停止・減額）を行います。
- ・高等学校等における正規の修業年限を限度とします。

3 募集

- ・大阪市教育委員会より、6月以降に在学する高等学校等を通じて大阪市奨学費奨学生募集を行います。
- ・在学する高等学校等で「募集要項」を入手し、大阪市教育委員会へ直接申請してください。
- ・申請期限は7月1日までです。7月2日以降は受付できません。
- ・「募集要項」は、大阪府下の高等学校を中心に送付します。
- ・他府県の高等学校等に通われる方は、大阪市教育委員会にお問い合わせください。

4 申請から支給の流れ



【請求できる項目】

第1学年	入学検定料、入学料
全学年	教科書費、学用品費、実習材料費、教科外活動費、通学費、通学用品費、学校納付金

※請求の際には使途確認のため、入学又は学習に要した費用(授業料を除く)の領収書、レシート等が必要です。

【問合せ先】 大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター（就学支援グループ）
電話：06-6115-7641 FAX：06-6115-8170



大阪府育英会奨学金事業（高校、専修学校高等課程等）

大阪府育英会（以下、「育英会」）は、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に、奨学金の貸付を行っています。

1 奨学金貸付事業

(1) 奨学金の種類

（どちらも無利子）

入学時増額奨学資金	高校等（中等教育学校の後期課程を除く）への入学時に必要な経費の支払に充てるため、入学前に貸付する学資（※注意：予約募集時のみ申し込むことができます）
奨学資金	高校等在学中の授業料及びその他修学に必要な経費の支払に充てる学資

(2) 申込資格等

- ① 保護者が大阪府内に住所を有し、以下の算式により算出された額（保護者合算）のとおりであること

$$\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額} \times 3/4 = \text{所得判定基準額}$$

※計算式に関する補足事項は45ページをご参照ください。

- ・ 入学時増額奨学資金については国公立・私立とも所得判定基準額が、251,100円未満
 - ・ 国公立の奨学資金 所得判定基準額が、251,100円未満
 - ・ 私立の奨学資金 所得判定基準額が、347,100円未満
- ② 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校又は専修学校高等課程（修業年限1年以上）に在学又は入学予定の生徒（中等教育学校後期課程は入学時増額奨学資金貸付の対象外）
- ③ 成績要件はありません。

ICT関連(タブレット等)費用負担がない場合

(3) 所得基準・貸付限度額

奨学金の区分		所得基準（父母等保護者合算）		貸付限度額/年額 （1万円単位で希望する額）
		所得判定基準額	年収めやす※1	
入学時増額 奨学資金	国公立	251,100円未満	800万円未満	10万円 （通信制課程も同じ）
	私立			37万円（30万円） （通信制課程は27万円(20万円)）
奨学資金	国公立 私立	251,100円未満	800万円未満	授業料実質負担額 ※2 + その他教育費10万円 （授業料負担額が実質無償となる場合は10万円）
	私立のみ			251,100円以上 347,100円未満

※1 年収めやすは、保護者のうちどちらか1人が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人と16歳未満1人)の4人世帯の場合です。実際は算出された額（保護者合算）により判定されます。

※2 授業料実質負担額とは、各学校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府私立高等学校等授業料支援補助金、学校独自の減免額等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。

※3 所得金額によって貸付限度額(年額)は異なります。また、私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する年収めやす800万円以上910万円未満の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。高3生(R6)については府の授業料無償化制度の拡充により内容が異なります。

(4) 申込時期

区分	申込期間	必要書類	採用決定	申込先
予約募集 （入学時増額奨学資金・奨学資金）	9月初旬～ 10月上旬	・ 申込書：連帯保証人は保護者（父母等） ・ 保護者の収入に関する証明書 ・ 借用人（生徒本人）、保護者の住民票 ・ 生徒本人名義の通帳等のコピー	12月上旬	在学学校 （中学校）
在学募集 （奨学資金のみ）	4月中旬～ 5月上旬	・ 上記書類 ・ 借用証書 ・ 連帯保証人の印鑑登録証明書	6月下旬	在学学校 （高等学校等）
緊急募集 （奨学資金のみ）	毎年度6月から翌年2月までの間で家庭の経済状況の急変により修学が困難になった生徒を対象に貸付を行う			在学する高等学校等 を通じ育英会に照会

- ・ 各学校により申込期間（締切日）が異なりますので、必ず学校に確認してください。

(5) 貸付時期・手続等

採用通知の受領だけでは貸付を受けることはできません。貸付を受ける場合は、借入手続き（本申込）が必要です。また、採用後、借入が不要となった場合は、辞退することもできます。

区分		貸付時期	借入手続
予約募集	入学時増額 奨学資金	専願（私立）：2月中旬 併願（国公立と私立） ：3月上旬 ～下旬	手続時期：高校等合格後(併願の場合は公立発表後) 提出書類：借用証書、連帯保証人の印鑑登録証明書、 進学校の合格通知書のコピー 提出先：育英会
	奨学資金	5月下旬	手続時期：進学後（4月上旬） 提出書類：進学届、借用証書、 連帯保証人の印鑑登録証明書 提出先：在学学校（高等学校等）
在学募集	奨学資金	7月中旬	借入手続きに関する書類の提出はありません

※ 貸付方法は、奨学生本人の預貯金口座に振り込まれます。

※ 奨学資金の貸付額により、2回又は3回に分けての貸付となる場合があります。

（貸付額が10万円の場合は、1回で貸付されます。）

(6) 返還

返還開始は、学校を卒業して6か月経過後（3月に卒業すれば10月）からとなります。育英会が定める額を、毎月の口座振替により返還となります。奨学金の返還は、いつでも全額又は一部を繰り上げて返還することができます。

育英会の奨学金は無利子ですが、奨学金の返還を延滞したときは、延滞金が徴収されます。約束どおりの返還が困難となったときは、すぐに育英会に連絡・相談してください。事情により、返還方法の変更の承認や、返還を猶予することができます。

《返還例》

奨学金の種類	貸付額	返還月額	返還月数	返還期間
入学時増額奨学資金のみを 借りた場合	50,000円 国公立	4,000円	13月	1年1か月
	250,000円 私立		63月	5年3か月
奨学資金のみを借りた場合	年額 100,000円 × 3年間 貸付総額 300,000円	8,000円	38月	3年2か月
	年額 200,000円 × 3年間 貸付総額 600,000円		75月	6年3か月
入学時増額奨学資金及び 奨学資金を借りた場合	入学時増額奨学資金 50,000円 奨学資金年額 100,000円 × 3年間 貸付総額 350,000円	10,000円	35月	2年11か月
	入学時増額奨学資金 250,000円 奨学資金年額 100,000円 × 3年間 貸付総額 550,000円		55月	4年7か月

※ 貸付総額については、奨学資金について高校等在学3年間貸付を受けた場合の例

【問合せ先】

◎在学する学校

◎公益財団法人 大阪府育英会

奨学金等の貸付に関して 採用貸付課 電話：06-6357-6272

奨学金等の返還に関して 返還収納課 電話：06-6357-6273

※ 月曜～金曜（土日祝日、年末年始を除く） 9時～17時30分

2 給付型奨学金事業

育英会では、奨学金貸付事業と併せて、返還の要らない給付型奨学金事業を行い、非常に強い向上心としっかりとした将来の夢を持ちながら、経済的な理由から十分な学習環境に恵まれない高校生の「夢」の実現を支援しています。

	高2対象 USJ奨学金	高3対象 夢みらい奨学金
概要	平成23年度に創設された給付型の奨学金で、合同会社ユー・エス・ジェイ（USJ）からの寄付金を活用して実施しています。	平成26年度に創設された給付型の奨学金で、府民からの寄付金を活用して実施しています。
給付額	最高100万円（返済不要） ※ 原則2年次及び3年次に各20万円、進路確定後60万円	最高50万円（返済不要） ※ 採用時20万円、進路確定後30万円
給付人数	15名（予定）	120名（予定）
募集時期	毎年度、6月頃に募集（在学する学校長の推薦が必要です。）	
申込方法	申込書等は、育英会ホームページから印刷し、在学する高等学校等を通じて申込みする。 ※ 各学校により申込期間（締切日）が異なりますので、必ず学校に確認してください。	
採用決定	8月上旬	
申込資格	<ul style="list-style-type: none"> ① 大阪府内に設置されている学校に在学する2年次の生徒 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む） ・ 専修学校高等課程（これに準ずる各種学校含む）※修業年限3年 ② 1年次の成績の平均値（評定平均値）4.3以上であり、大学・短大・専修学校専門課程への進学を希望する生徒 ③ ボランティア活動やクラブ活動・生徒会活動等に積極的に参加している生徒 ④ 生徒の保護者が大阪府内に住所を有すること ⑤ 生徒の保護者（父母等）の所得判定基準額（保護者合算）が、51,300円未満（年収めやす350万円未満）であること 	<ul style="list-style-type: none"> ① 大阪府内に設置されている学校に在学する3年次（最終学年）の生徒 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む） ・ 専修学校高等課程（これに準ずる各種学校含む） ② 前年度の成績の平均値（評定平均値）3.8以上であり、大学・短大・専修学校専門課程への進学を希望する生徒 ③ 語学・文学・芸術・スポーツ・情報技術等の各分野において学内代表レベルにある生徒、各種資格・技能検定等において高水準の生徒 ④ ボランティア活動やクラブ活動・生徒会活動等に積極的に参加している生徒 ⑤ 生徒の保護者が大阪府内に住所を有すること ⑥ 生徒の保護者（父母等）の所得判定基準額（保護者合算）が、51,300円未満（年収めやす350万円未満）であること ⑦ USJ奨学生として奨学金の給付を受けていないこと

所得判定基準額＝市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 × 3/4
※計算式に関する補足事項は45ページをご参照ください。

3 特別奨励金給付事業

児童福祉法に基づく里親等により養育されている若しくは児童養護施設等に入所、又は自立生活援助事業（自立支援ホーム）に入居している高等学校等在学生（最終年次）で、大学等へ進学する者に対し特別奨励金を給付し、修学を支援する制度です。申込書・施設長等と学校長の推薦書・本人名義の通帳のコピーが必要です。

給付額：10万円限度（返済不要）

募集期間：毎年度9月下旬頃 申込書等は希望者に在学する高等学校等を通じて配付し、受け付めます。

【問合せ先】

◎在学する学校

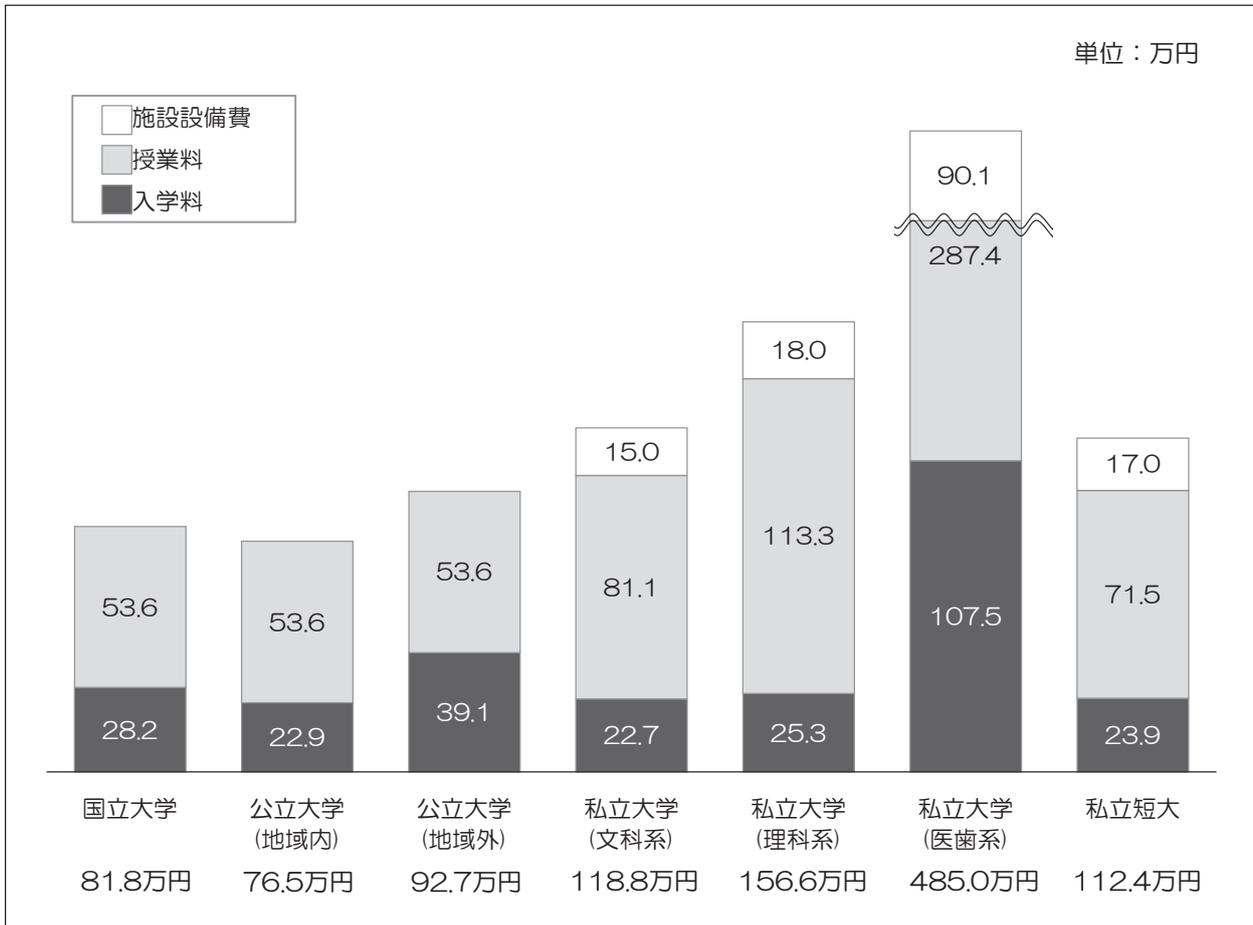
◎公益財団法人 大阪府育英会 総務企画課 電話：06-6358-3052

※ 月曜～金曜（土日祝日、年末年始を除く） 9時～17時30分

第2 大学・短期大学等へ進学するための主な支援制度

大学等への進学にかかる費用

1 1年目にかかる学費（平均額）



※ 金額表示は千円以下四捨五入。納付金額は学校、学部等により異なります。

国立は、文部科学省令による標準額

公立は、文部科学省「2021年度学生納付金調査結果」より抜粋

私立大学・短大は、文部科学省「令和2年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金等調査」より抜粋

2 学生生活費の内訳（大学昼間部の年間平均）

	自宅	学寮	下宿、アパート、その他
食費	88,500円	234,300円	262,400円
住居・光熱費	—	281,300円	455,400円
保健衛生費	49,900円	45,200円	52,800円
娯楽・嗜好費	136,700円	113,200円	129,900円
その他の費用	149,200円	162,900円	171,300円
計	424,300円	836,900円	1,071,800円

日本学生支援機構「令和4年度学生生活調査結果」（隔年調査）より抜粋

3 入試スケジュール

9～11月	11～12月	1月	2～3月	4月
総合型選抜	学校推薦型選抜	大学入学共通テスト (共通テスト)	一般選抜	入学

※ 令和3年度入学生から、入試の区分や実施時期等が、一部変更されています。

※ 合格が決まってから概ね1週間～2週間以内に入学金が必要です。その後約1か月以内に、授業料前期分、施設設備費などの学納金を納付します。学校によって、納付すべき手続金の種類や納付時期が異なります。

(1) 総合型選抜

旧AO入試です。大学等が求める人物像（アドミッション・ポリシー）と、志願者の学習意欲・目的意識に、知識・技能や思考力等も含め選抜されます。出願は9月以降、合格発表は11月以降です。書類審査や論文、面接や面談のほか、プレゼンテーションや講義を受けてレポートなど、学校によってさまざまです。学力テストを課す学校もあります。なお、専門学校は、大学より早く選抜が行われます。

(2) 学校推薦型選抜

旧推薦入試です。高校等の推薦を踏まえ、調査書のほか知識・技能等も含め選抜されます。出願は11月以降、合格発表は12月以降です。「指定校推薦」と「公募制推薦」に大別されます。

「指定校推薦」は、大学が指定した高校の生徒だけが出願できます。高校ごとに推薦枠（人数）が決まっており、まずは、高校の学業成績や部活動、課外活動の実績などをもとに校内選抜が行われます。

「公募制推薦」は、大学で決められた出願資格を満たしていれば、どの高校からでも出願できます。課外活動推薦など多様な推薦基準があります。

(3) 大学入学共通テスト（共通テスト）

大学入学共通テストは、このテストを利用する国立・公立・私立の各大学が大学入試センターと協力して、1月中旬以降の土・日曜の日程で全国一斉に行われます。

試験日（令和7年）	1月18日（土）	19日（日）
-----------	----------	--------

国公立大学の一般選抜受験者は、原則、1次試験として共通テストを受ける必要があります。また、8割以上の私立大学でも、共通テストの成績が利用できる「共通テスト利用方式」を設定しています。

4 大学受験料の目安（令和6年度入学者試験）

入試方法	金額
大学入学共通テスト (共通テスト)	3教科以上 18,000円 (成績通知希望の場合は +800円)
	2教科以下 12,000円 (成績通知希望の場合は +800円)
国公立大・2次試験（平均）	17,000円
私立大・一般選抜（平均）	35,000円 ※ 歯学系・医学系では40,000円～60,000円がかかる場合もあります。

※ 私立大の場合、願書請求に1,000円程度かかることがあります。
共通テストと国公立大の願書は基本的に無料です。

※ 大学によっては、複数の学部を受験したり、同じ学科の複数の日程を受験すると、受験料の割引制度を導入しているところもあります。

※ 交通費・宿泊費
遠方の大学を受験する場合は、受験会場までの交通費や宿泊費が必要になります。

※ 大学によっては、自校所在地以外の都市に、学外試験会場（地方入試）を設けているところもあります。

高等教育の修学支援新制度（大学等の入学金・授業料の減免）国の制度

大学等における修学の支援では、真に支援が必要な低所得者世帯の学生に、入学金・授業料が支援されます。この支援により、明確な進路への意識や進学意欲がある学生に、家庭の経済状況に関わらず、大学・短期大学・専門学校等での修学が支援されます。

また、入学金・授業料の減免と同時に、日本学生支援機構の給付奨学金も受給することができます。

1 支援対象となる学校種

国又は自治体による要件確認を受けた大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校【うち約8割が該当】

2 支援対象となる学生等

- (1) 住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生等で、次の算式により算出された額が本人及び生計維持者（原則父母）合計で、第Ⅰ区分から第Ⅳ区分に該当すること。なお資産（預貯金、有価証券等）が生計維持者が2人の場合は2,000万円、生計維持者が1人の場合は1,250万円を超える場合は対象外

$$\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額} + \text{市町村民税調整額}) \times 3/4$$

※政令指定都市以外の場合は、計算式の最後の(×3/4)は不要です。

- (2) 高校等を卒業後2年の間に入学が認められ進学した学生等が対象です。ただし、過去において高等教育の支援措置を受けた場合は、対象外です。
- (3) 高校の評定平均値が3.5以上が必要です。3.5未満の場合、レポート又は面談により学習意欲が確認できれば支援が受けられます。なお、大学等に在学中の学生については、前年度までの学業成績が上位2分の1などの要件があります。
- (4) 日本国籍を有する者、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、又は永住の意思が認められる定住者が対象です。
- (5) 高卒認定試験合格（見込）者も対象です。（要件等の詳細は文部科学省のホームページ参照）

3 授業料等の減免額と世帯収入の基準

授業料等減免の上限額（第Ⅰ区分） 単位 円

学校種		入学金	授業料
大学	国公立	282,000 (141,000)	535,800 (267,900)
	私立	260,000 (140,000)	700,000 (360,000)
短大	国公立	169,200 (84,600)	390,000 (195,000)
	私立	250,000 (170,000)	620,000 (360,000)
高専	国公立	84,600 (夜間制の開講なし)	234,600
	私立	130,000 (夜間制の開講なし)	700,000
専門学校	国公立	70,000 (35,000)	166,800 (83,400)
	私立	160,000 (140,000)	590,000 (390,000)

() は夜間制の上限額

支援区分と算定基準額（本人と生計維持者の合計）

支援区分	算定基準額	年収の目安
第Ⅰ区分	100円未満	～約270万円
第Ⅱ区分	100円～25,600円未満	～約300万円
第Ⅲ区分	25,600円～51,300円未満	～約380万円
第Ⅳ区分	51,300円～154,500円未満	～約600万円

※ 年収の目安は両親、本人、中学生の4人世帯のケース



(★) 理工農系は私立のみで文系との授業料差額

※ 私立通信制は、入学金 30,000円、授業料 130,000円が上限です。(国公立通信制は現在開講なし)

4 その他

- (1) 減免の手続きは、入学した大学等で行います。大学等の定める手続きにより申請します。
- (2) 世帯収入の確認は、日本学生支援機構が取扱うマイナンバーによって行います。
- (3) 大学等への進学後はその学習状況について厳しい要件が課されます。退学・停学の処分を受けた場合や修得単位数や出席率が一定水準以下の場合には、支援が打ち切られることがあります。また、その事由によっては支援した額の返還が求められる場合があります。
- (4) 制度の詳細については、文部科学省のホームページでご確認ください。

大学・短大等への進学

日本学生支援機構(JASSO)の奨学金制度

独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」）は、経済的理由により修学が困難な優れた学生等に対し、奨学金の給付や貸与を行っています。

1 奨学金の種類

奨学金の種類		返還の必要性	利子	振込頻度
給付奨学金		返還不要	—	毎月1回
貸与奨学金	第一種奨学金	返還が必要	利子なし	毎月1回
	第二種奨学金		利子あり	毎月1回
	入学時特別増額貸与奨学金			初回振込時に1回限り

2 申込時期（令和6年度）

区分	回次	募集対象				申込期間 (スカラネット)	採用候補者 決定時期	申込先
		給付	第一種	第二種	入学時増額			
予約採用 (進学前)	第1回	○	○	○	○	4/22~5/31	10月下旬	在学する(卒業した)高等学校等の窓口
	第2回	○	○	○	○	6/1~6/30	11月下旬	
	第3回	○	○	○	○	7/1~7/31	12月下旬	
	予備回	○	○	○	○	10/4~10/18	1月下旬	
在学採用 (進学後)	第1次	○	○	○	○	4月~5月	7月以降	進学先の大学等の奨学金窓口
	第2次	(○)	(○)	(○)	—	秋ごろの予定、詳細は未定		
緊急採用 応急採用 家計急変	<ul style="list-style-type: none"> 大学等に進学後、失職・破産・事故・病気・火災・風水害等の災害等により家計が急変した場合は、年間を通じて随時申込みができます。 虐待により避難している場合も通年、申込みことができます（R4.7より）。 第一種奨学金（緊急採用） 第二種奨学金（応急採用） 給付奨学金（家計急変）							

※ 学校申込期間は学校により異なります。学校に確認してください。予備回の実施も学校にご確認ください。

※ JASSOの奨学金は、進学後の振込です。入学金等を支払う時期には利用できないのでご注意ください。

3 申込資格

- 予約採用は、高等学校等を卒業予定の人及び卒業後2年以内の人が対象です。給付奨学金申込者で複数の高等学校等を卒業している場合は、最初に卒業した学校から2年以内です。高卒認定試験合格者で合格2年以内の人（合格見込を含む）も対象となります。
- 在学採用は、大学等の在学学生が対象です。ただし給付奨学金については、高等学校等の卒業時期に要件があります。
- 外国籍の人は、在留資格に要件があります。

4 給付奨学金

給付奨学金は、原則として返還義務のない奨学金です。国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう支給されます。

(1) 支給対象となる学校

給付奨学金を利用できる学校は、一定の要件を満たすことが確認された大学・短期大学・高等専門学校（4年・5年）・専門学校（授業料・入学金の減免対象校と同じ学校）です。大学院は対象外です。

(2) 選考基準

① 学力基準

ア 高等学校等の成績が5段階評価で、平均3.5以上であること

イ アに該当しない場合、レポートの提出や学校における面談により、学習意欲等が認められること

② 家計基準

ア 収入基準

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等で、次の計算式で算出された支給額算定基準額が次のページの支援区分Ⅰ～Ⅳに該当すること

支給額算定基準額 = 市町村民税の課税標準額 × 6% - (市町村民税の調整控除額 + 税調整額) × 3/4

※ 政令指定都市以外の場合は、計算式の最後の(×3/4)は不要です。

支援区分	支給額算定基準額	年収の目安
【第Ⅰ区分】市町村民税所得割非課税世帯の者	100円未満	～約270万円
【第Ⅱ区分】市町村民税所得割非課税世帯に準ずる世帯の者	100円～25,600円未満	～約300万円
【第Ⅲ区分】市町村民税所得割非課税世帯に準ずる世帯の者	25,600円～51,300円未満	～約380万円
【第Ⅳ区分】多子世帯の者	51,300円～154,500円未満	～約600万円

※ 年収の目安は、父母、本人、中学生の4人世帯で、父母の一方が働いている場合です。

※ 収入基準は、原則としてJASSOに提出されたマイナンバーによりJASSOが確認します。

イ 資産基準 本人及び生計維持者（原則父母）の預貯金、有価証券、現金等の資産の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）であること。不動産、学資保険等は含まない。

(3) 支給金額（月額） 自宅外通学：自宅から片道60km以上、120分以上、通学費1万円以上等の条件あり

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200円	66,700円	38,300円	75,800円
	(33,300円)		(42,500円)	
第Ⅱ区分	19,500円	44,500円	25,600円	50,600円
	(22,200円)		(28,400円)	
第Ⅲ区分	9,800円	22,300円	12,800円	25,300円
	(11,100円)		(14,200円)	
第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	7,300円	16,700円	9,600円	19,000円
	(8,400円)		(10,700円)	

※ 生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額になります。

※ 通信教育課程では、国公立・私立、自宅通学・自宅外通学に関わらず、第Ⅰ区分51,000円、第Ⅱ区分34,000円、第Ⅲ区分17,000円、第Ⅳ区分12,800円が年1回支給されます。

(4) 申込手続、進学後の手続

①申込手続

ア インターネットを使った申込み

イ 学校へ必要書類を提出（給付奨学金確認書等）

ウ JASSOへマイナンバー関係種類を提出（専用の封筒を使用し、簡易書留で郵送）

②進学後の手続

ア インターネットを使って進学届を提出

イ 進学校へ誓約書を提出

ウ 毎年複数回、JASSOに在籍報告を提出

※ 毎年、家計と学力について適格認定が行われます。確認の結果、奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。

5 貸与奨学金

貸与奨学金は、卒業後返還が必要な借りる奨学金です。貸与奨学金には、利息が付かない第一種奨学金と利息が付く第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金があります。

(1) 選考基準

基 準		
学力	第一種	申込時までの高等学校等の成績が5段階評価で平均3.5以上 〔住民税が非課税世帯（所得割額が0円）、生活保護世帯、社会的養護を必要とする人は、3.5に満たない場合も申込みできます。〕
	第二種	・申込時までの高校の成績が学校の平均水準以上であること ・特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること ・学習意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること
家計	第一種	・生計維持者（原則保護者）の年収が収入基準額以下であること（目安参照） ・住民税が非課税世帯（所得割額が0円）、生活保護世帯、社会的養護を必要とする人
	第二種	生計維持者の年収が収入基準額以下であること（目安参照）
	併用	生計維持者の年収が収入基準額以下であること（目安参照）

※ 社会的養護を必要とする人とは、18歳となった時点で次の施設等に入所して（養育されて）いた（いる）人のことです。

〔児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親〕

収入目安

世帯人数	給与所得者の世帯（年間の収入金額）			給与所得者以外の世帯（年間の所得金額）		
	第一種	第二種	併用	第一種	第二種	併用
3人世帯	716万円以下	1,113万円以下	661万円以下	536万円以下	879万円以下	489万円以下
4人世帯	803万円以下	1,250万円以下	743万円以下	552万円以下	892万円以下	506万円以下

※ この表はあくまで目安です。目安を上回っていても特別控除等により基準を満たす可能性があります。
 ※ 家計基準は、原則としてJASSOに提出されたマイナンバーによりJASSOが確認します。

(2) 貸与金額

種類	進学先	大学				短期大学・専修学校（専門課程）			
		国公立		私立		国公立		私立	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
第一種	最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
	最高月額 以外の 月額				50,000円				50,000円
		30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
		20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
第二種（月額）	20,000円～120,000円（10,000円単位で選択）								
入学時特別増額	100,000円～500,000円（100,000円単位で選択）								

※ 給付奨学金を受給する場合、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。
 ※ 第一種奨学金「最高月額」の利用には、併用貸与の家計基準を満たしている必要があります。
 ※ 第二種奨学金の12万円を選択した場合、希望により私立大学医学・歯学課程は4万円、薬学・獣医学課程は2万円の増額が認められます。

(3) 入学時特別増額貸与奨学金

- ① 入学時特別増額貸与奨学金は、入学時の一時金です。単独で申込むことはできません。第一種奨学金・第二種奨学金と併せて申込みます。
- ② 入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫（以下「公庫」）の「国の教育ローン」（27ページ参照）を申込み、低所得等を理由として利用できなかった世帯の学生等に貸与されます。
 - ア 公庫の「国の教育ローン」を利用できる人や公庫が定める要件を満たさない（高所得である等）ために「国の教育ローン」の申込みを受け付けてもらえない場合、入学時特別増額貸与奨学金の対象にはなりません。
 - イ 公庫の「国の教育ローン」への申込みが必要か不要かは、奨学金の審査結果とあわせて「採用候補者決定通知」に記載されています。必要と記載があれば「国の教育ローン」が優先になります。
 - ウ 入学時特別増額貸与奨学金の申込みの有無によって予約採用の選考結果が左右することはありません。
 - エ 「金額の変更」や「辞退」は進学届提出時（進学後）に行うことが可能です（進学前に変更することはできません。）。
 - オ 貸与利率は、原則として、第二種の基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率となります。

(4) 申込みに際しての必要事項

- ① 個人情報情報の取扱いに関する同意

予約採用申込み時に「貸与奨学金確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」、奨学生採用時に「返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）」の提出が必要です。
- ② 保証制度の選択

保証には、「人的保証」と「機関保証」の2つがあり、いずれかを選択します。どちらを選択しても、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金の返還の義務を負うことには変わりはありません。

 - ア 人的保証制度
 - ・ JASSOが定める条件を満たす人に、連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です。
 - ・ 奨学生（返還者）が奨学金の返還を延滞した場合、連帯保証人・保証人が奨学生（返還者）に代わって返還をする義務があります。

連帯保証人（原則、父母のどちらか）	保証人（原則、おじ・おば・兄弟姉妹）
<ul style="list-style-type: none"> 未成年の場合は、親権者（親権者がいない場合は未成年後見人） 成年者の場合は、父母 父母がいない場合は4親等以内の親族（※） 	<ul style="list-style-type: none"> 父母以外の人 本人及び連帯保証人と別生計の人 連帯保証人の配偶者、婚約者でない人 4親等以内の親族（※） 進学届提出時日時点で65歳未満の人（※）
連帯保証人・保証人 共通条件	<ul style="list-style-type: none"> 奨学生の配偶者、婚約者は選任できません。 未成年、学生、債務整理中（破産等）の人は選任できません。 貸与終了時に奨学生が45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。

※ 条件を満たさない人を選任する場合、貸与予定総額の返還を確実に保証する収入又は資産があることを示す「返還保証書」及び基準を満たす収入・所得や資産に関する証明書の提出が必要です。

イ 機関保証制度

- 保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に一定の保証料を払って保証を依頼する制度です。
- 保証料は毎月の奨学金から差し引かれます。保証料は、貸与月額、貸与月数、貸与利率、返還期間等により異なり、奨学生として採用される年度の4月に決定される予定です。

（参考）令和6年度採用者の場合

第一種 大学4年間 月額3万円借りた場合の保証料は、月額約950円です。

第二種 大学4年間 月額10万円借りた場合の保証料は、月額約5,500円です。

- 奨学生（返還者）が奨学金の返還を延滞した場合、保証機関が奨学生（返還者）に代わって一括返済します。その後、保証機関が奨学生（返還者）にその分の返済を請求します。

③ 利率算定方式の選択

利率の算定方法には、利率固定方式と利率見直し方式があります。第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金については、どちらかを選びます。どちらの場合でも、利率が3%を超えることはありません。

ア 利率固定方式

貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も、返還利率は変わりません。

（参考）令和6年3月 貸与終了の第二種の利率は0.940%、入学時特別増額貸与奨学金は1.400%

イ 利率見直し方式

貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い返還利率も変わります。

（参考）令和6年3月 貸与終了の第二種の利率は0.400%、入学時特別増額貸与奨学金は0.600%

(5) 申込手続等

- インターネット（スカラネット）より申込情報を入力
 - JASSOへマイナンバー関係書類を提出（専用の封筒を使用し、簡易書留で郵送）
 - 学校へ必要書類を提出（貸与奨学金確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書等）
- ※ 進学後には、進学届をインターネットで提出します。その後、返還誓約書等必要書類を学校に提出します。また奨学金貸与中、毎年1回奨学金継続願の提出が必要です。なお、学業成績が不振等の場合、奨学金の貸与が停止されたり打ち切られることがあります。

(6) 貸与奨学金の返還

返還は、貸与終了の翌月から数えて7か月目（3月に貸与終了した場合は10月）から始まります。また、奨学金の貸与終了後は、いつでも繰上返還ができます。全額繰上返還や一部繰上返還とも可能です。

①返還方式

第一種奨学金では2つの返還方式からどちらかを選択します。第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金については、定額返還方式になります。

返還方式	説明
定額返還方式	貸与総額により返還期間（最長20年）が決まり、返還期間に応じて決まった額を返還します（利率算定方法で「利率見直し方式」を選択された場合、5年ごとの返還利率の見直しにより毎月の返還額が変動します。）。
所得連動返還方式	前年の所得に応じてその年の毎月の返還額が決まります。また、毎月の返還額により、返還期間が決まります（前年の所得の変動に伴い毎月の返還額・返還期間が変動します。）。ただし、初年度の返還月額は、定額返還方式による返還月額の半額となります。毎月の最低返還月額は、2,000円です。所得連動返還方式を選択する場合、保証制度は機関保証制度を選択する必要があります。

②返還が困難になった場合

返還が困難な場合は、本人からの願い出による救済制度があります（審査があります。）。

制度	説明
減額返還	経済困難、傷病、災害等、奨学金の返還が困難になった場合、毎月の返還額を2分の1または3分の1に減額する制度です。返還総額は変わりません。返還期間が延長されます。 ※ 第一種奨学金で、所得連動返還方式を選択した場合、減額返還制度は利用できません。
返還期限猶予	経済困難、傷病、災害等、奨学金の返還が困難になった場合、返還期限を猶予（先延ばし）する制度です。返還総額は変わりません。
在学猶予	奨学金の貸与終了後も大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の高等課程または専門課程に在学（進学）する場合に、返還期間を猶予（先延ばし）する制度です。在学終了月の翌月から数えて7か月目から、返還が始まります。
返還免除	奨学生本人が死亡または心身障がいとなった場合、返還未済額の全部又は一部が免除される制度です。

③返還を延滞した場合

ア 返還金の返還を延滞すると、延滞金が課されます。

イ 返還開始後6か月経過時点で延滞3か月以上の場合に、個人信用情報機関に奨学生の個人情報が登録されます。個人信用情報機関に登録されると、クレジットカードが発行されなかったり、利用が止められたりすることがあります。また、自動車ローンや住宅ローン等の各種ローンが組めなくなる場合があります。

6 奨学金申込みから採用・返還までの流れ（給付奨学金・貸与奨学金）

予約採用（進学前の申込み）の場合	在学採用（進学後の申込み）の場合
<p>(1) 申込み</p> <p>① 高等学校等で募集 高等学校等から申込書類の受け取り</p> <p>↓</p> <p>② 申込手続 ・インターネット入力 ・学校に必要書類の提出 ・マイナンバーの提出 インターネットでの申込み後、1週間以内にJASSOに郵送</p> <p>↓</p> <p>③ 高等学校等からJASSOへ推薦 JASSOで選考</p> <p>↓</p> <p>④ 採用候補者の決定 採用候補者には、JASSOから学校を通じて、採用候補者決定通知を交付</p> <p>↓</p> <p>⑤ 進学先の決定</p>	<p>(1) 申込み</p> <p>① 大学等、進学先の学校で募集 大学等から申込書類の受け取り</p> <p>↓</p> <p>② 申込手続 ・インターネット入力 ・マイナンバーの提出 ・学校に必要書類の提出 インターネットでの申込み後、1週間以内にJASSOに郵送 緊急採用・応急採用は、採用決定後に提出</p> <p>↓</p> <p>③ 大学等からJASSOへ推薦 JASSOで選考</p> <p>↓</p> <p>(2) 採用決定後の手続</p> <p>① 採用の決定・通知 奨学生に採用された場合、JASSOから学校を通じて、奨学生証等関係書類を交付</p> <p>↓</p> <p>② 奨学金の振込開始</p> <p>↓</p> <p>③ 返還誓約書（貸与）等の提出</p> <p>↓</p> <p>④ 奨学金振込期間中 ※ 毎年 奨学金継続願 を提出（給付・貸与共通） ※ 給付のみ、定期的に在籍報告を提出</p> <p>↓</p> <p>⑤ 卒業（奨学金の振込終了）</p> <p>↓</p> <p>⑥ 返還開始（貸与奨学金） 貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還</p>
<p>(2) 進学後の手続き（注）</p> <p>① 進学届の提出 インターネット入力</p> <p>↓</p> <p>② 採用、奨学金振込開始 奨学生に、奨学生証を交付 奨学金の初回振込月は進学届提出時期による</p> <p>↓</p> <p>③ 返還誓約書（貸与）等の提出</p> <p>↓</p> <p>④ 奨学金振込期間中 ※ 毎年 奨学金継続願 を提出（給付・貸与共通） ※ 給付のみ、定期的に在籍報告を提出</p> <p>↓</p> <p>⑤ 卒業（奨学金の振込終了）</p> <p>↓</p> <p>⑥ 返還開始（貸与奨学金） 貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還</p>	

（注）給付奨学金の支給対象者は、授業料・入学金の減免の手続きを進学先の学校で行ってください。

7 海外留学のための奨学金

第二種奨学金（海外）〔貸与型・有利子〕

学位取得を目的として、海外の大学・大学院へ進学を希望する方を対象とする奨学金制度です。

申込資格	以下のいずれかに該当すること ① 国内の高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程・高等課程）を卒業予定、又は申込手續完了時において卒業している。 ② 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格者、JASSOが定める基準に該当する科目合格者又は出願者
対象者	以下の全てを満たすこと ① 経済的理由により修学が困難な方 ② 学位取得を目的として海外の大学に進学する方 ③ 海外の大学を卒業する能力を有することについて、国内在籍校長又は卒業校長が推薦する方
貸与月額	20,000円～120,000円（10,000円単位で選択） 留学時に必要な資金として、月額とは別に入学時特別増額貸与奨学金を申し込むことが可能
募集時期 申込方法	国内在籍校又は卒業校の奨学金担当者にお問い合わせください。 ※ 申込資格②の方はJASSOのホームページ（ https://www.jasso.go.jp/ ）をご覧ください。
返 還	貸与終了の翌月から数えて7か月目に返還が開始

※ 短期留学のための第二種奨学金については、JASSOのホームページをご覧ください。

海外留学情報サイト

JASSOが運営する海外留学を考える方への情報サイトです。留学準備や国・地域別情報などの海外留学情報に加え、留学イベント、留学のための奨学金等の情報が掲載されています。詳細は、JASSOの留学生事業部・留学生情報課〔03-5520-6111〕へお問い合わせください。

JASSOの奨学金制度や奨学金の返還に関する相談窓口

- 奨学金相談センター（月曜～金曜 9時～20時、土日祝日・年末年始を除く）
電話：0570-666-301（ナビダイヤル）
※ 海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話からは03-6743-6100
- マイナンバーに関する相談（月曜～金曜 9時～18時、土日祝日・年末年始を除く）
マイナンバー提出専用コールセンター
電話：0570-001-320（ナビダイヤル）

近畿労働金庫の「入学時必要資金融資」制度

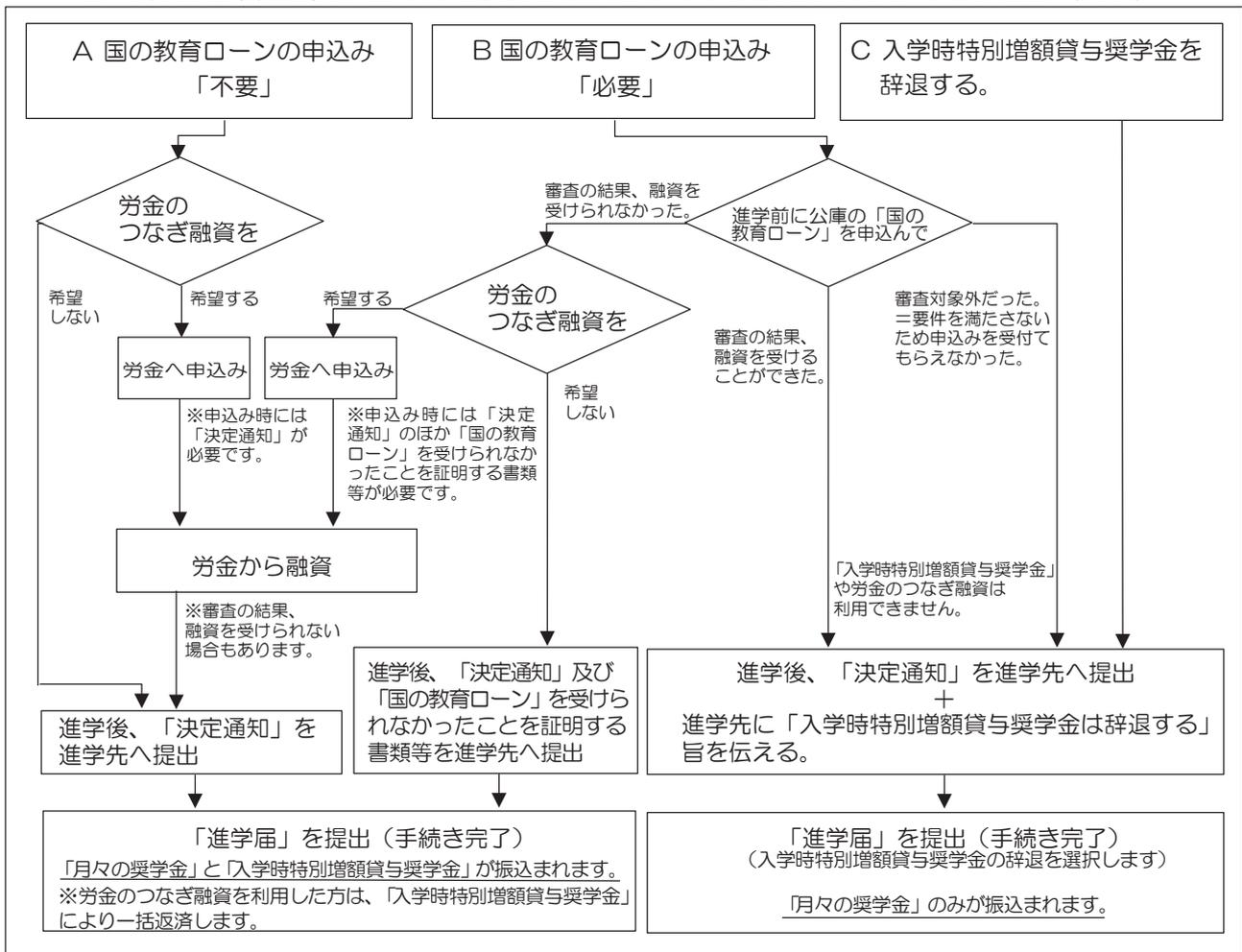
近畿労働金庫（近畿ろうきん）の「入学時必要資金融資」は、JASSOの「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者を対象に、同奨学金が振り込まれるまでの間、その金額の範囲内で、入学時に必要な資金を融資するものです。

申 込 者	採用候補者で、ろうきんの口座を奨学金振込口座に指定できる人 融資の申込み後に、奨学金振込口座を他行に変更することはできません。
融資限度額	入学時特別増額貸与奨学金（10万円～50万円）の範囲内 ・ 申込時に選択した金額を超える融資は受けられません。 ・ 入学時特別増額貸与奨学金の金額は、進学後の進学届提出時に変更が可能です（進学前の変更は不可）。ただし、変更する場合も、融資を受ける金額より少なくすることはできません。
返 済 期 間	入学時特別増額貸与奨学金の振込時 ※ 奨学金振込口座からの引き落としによって元金及び利息を一括して返済します。

利 率	年1.95%程度【固定金利】（令和5年9月 現在） ※ 利率は金融情勢によって変動しますので、借入利率（固定）は、記載されている利率とは異なる場合があります。
申 込 時 期	採用候補者としての通知があり、大学等の合格が決まれば申込みます。
申 込 書 類	<ul style="list-style-type: none"> 奨学生採用候補者決定通知 [注] 本人等確認書類 合格通知等進学先関係書類 その他（ろうきんから求められた書類等）
連 帯 保 証 人	父母（または親権者）のいずれか
審 査 期 間	申込時期により異なります。
申 込 手 続	近畿ろうきんの各店舗への来店による申込み 原則、連帯保証人と本人の来店が必要

[注] 採用候補者決定通知に「国の教育ローンへの申込必要」と記載されている場合は、「国の教育ローン」が受けられなかったことを確認できる書類が必要です（下記の「流れ」参照）。

入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者に決定してから振込まれるまでの手続き（流れ）



大学・短大等への進学

近畿ろうきん 大阪市内 支店等一覧

支店名	電話番号	所在地
本店	06-6449-1211	西区江戸堀1-12-1
梅田	06-4796-2777	北区大淀中1-1-88（梅田スカイビルタワーイースト5階）
十三駅前出張所	06-6309-2816	淀川区新北野1-8-17（星光十三ビル1階）
大正	06-6552-2541	大正区三軒家東1-19-13
天王寺	06-6772-9491	天王寺区北河堀町4-22
天下茶屋	06-6652-5005	西成区岸里東1-17-16
大阪中央	06-6946-0023	中央区城見1-2-27（クリスタルタワー2階）

第3 その他の教育貸付等

日本政策金融公庫（国の教育ローン）

日本政策金融公庫（以下、「公庫」）は、民間金融機関の補完を旨とする政策金融機関です。高校、大学、専修学校などの融資の対象となる学校に入学又は在学される方の保護者に対して、入学金、学校納付金などの入学費用や、授業料、通学費用などの在学費用を融資しています。

1 制度概要

申込者	原則として保護者（主に生計を維持されている方）
融資限度額	生徒1人につき350万円以内 ①自宅外通学 ②修業年限5年以上の大学 ③大学院 ④海外留学の場合は最高450万円以内
返済期間	最長18年
金利	年2.40%【固定金利】（令和6年5月現在） ※ ひとり親家庭、交通遺児家庭、世帯年収200万円（所得132万円）以内の方、又は子どもを3人以上扶養する世帯で、かつ世帯年収500万円（所得356万円）以内の方は年2.00%
申込時期	随時（必要時期の2～3カ月前が目安）
申込手続	公庫の各支店、又はインターネット（ https://www.jfc.go.jp/ ）による申込み ウェブ検索「国の教育ローン」 🔍 検索 → 教育一般貸付（国の教育ローン） 日本政策金融公庫

(1) 所得基準

扶養する子どもの人数	給与所得の方（世帯年収）	事業所得の方（世帯所得）
1人	790万円以内	600万円以内
2人	890万円以内	690万円以内
3人	990万円以内	790万円以内
4人以上	公庫HPをご覧ください、コールセンターにお問い合わせください。	

※ 子どもの人数が2人以内の方は、上記金額を超えていても、勤続年数が3年未満など一定の要件を満たせば世帯年収990万円（所得790万円）以内であれば申し込みできます。

※ 現在、コロナ感染症の影響で特例措置として上限額が変動しているケースがあります。ホームページ等でご確認ください。

(2) 融資対象

対象となる学校	対象となる費用
① 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部	① 学校納付金（入学金、授業料など）
② 短期大学、大学、大学院	② 受験にかかった費用（受験料、交通費など）
③ 専修学校、各種学校、予備校、デザイン学校など	③ 自宅外通学に必要な住居費用（敷金、家賃など）
④ 外国の高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院など（原則3カ月以上の留学に限ります）	④ 教科書代、パソコン購入費、通学費用、学生の国民年金保険料など
⑤ その他職業能力開発校などの教育施設	※ 今後1年間に必要となる費用が融資対象

(3) 提出書類

- ①借入申込書（原本）
- ②世帯全員（続柄を含む）が記載された住民票の写し（原本）、又は住民票記載事項証明書
※ 本籍地及び個人番号（マイナンバー）記載不要
- ③運転免許証、又はパスポート
- ④源泉徴収票、又は確定申告書（控）
- ⑤次のア・イ両方の支払いを確認できる預金通帳（直近6カ月分以上）
ア 住宅ローン（又は家賃）、イ 公共料金（2種類以上）
- ⑥-1「入学資金」の申込みの場合
ア 合格を確認できる書類（合格通知書、入学許可証など）
- ⑥-2「在学資金」の場合、次のア・イ両方の書類
ア 在学を確認できる書類（学生証、在学証明書など）
イ 用途を確認できる書類（授業料納付通知書、学校案内など）
- ⑦連帯保証人による保証を希望の場合、予定連帯保証人の方の源泉徴収票、又は確定申告書（控）
※ 連帯保証人は、進学者・在学者の4親等以内の親族に限ります（進学者・在学者の配偶者を除く）。
- ⑧上記のほか、追加書類が必要となる場合があります。

(4) 保証

(公財)教育資金融資保証基金による保証(機関保証)又は連帯保証人

(5) 返済

毎月の返済額は一定(元利均等返済)です。またボーナス月増額返済も利用できます。
在学期間中は利息のみの返済(元金据置)とすることができます。

返済額の目安(利息のみの返済期間なし、金利…年2.40%の場合 金利は令和6年5月1日現在)

融資額	返済期間	毎月の返済額	返済総額
100万円	5年(59回払)	18,000円	1,061,200円
	10年(119回払)	9,500円	1,124,700円
	18年(215回払)	5,800円	1,231,400円

※元金を据置した場合、据置期間中の毎月の返済額は2,000円

保証料の目安(融資額100万円あたり)※ 令和6年5月1日現在(融資分)以降の保証料(総額)

返済期間	保証料総額、()内は交通遺児家庭、母子家庭または父子家庭の方の保証料総額		
	利息のみの返済期間なし	利息のみの返済期間2年	利息のみの返済期間4年
5年	15,572円(7,786円)	18,686円(9,343円)	21,800円(10,900円)
10年	30,795円(15,397円)	36,954円(18,477円)	43,113円(21,556円)
18年	55,463円(27,731円)	66,555円(33,277円)	77,648円(38,824円)

※扶養する子どもが3人以上で、世帯年収500万円(所得356万円)以内の方も()内になります。

2 日本政策金融公庫(国の教育ローン) 大阪市内取扱支店 一覧

支店名	取扱区域	電話申込相談 (ナビダイヤル)	所在地
大阪	北区、都島区、城東区、鶴見区、福島区	0570-065-604	北区曾根崎2-3-5 (梅新第一生命ビルディング)
大阪西	西区、此花区、港区、大正区	0570-065-446	西区西本町1-13-47 (新信濃橋ビル)
阿倍野	阿倍野区、東住吉区、平野区 富田林市、松原市、羽曳野市、藤井寺市 太子町、河南町、千早赤阪村	0570-065-462	阿倍野区松崎町3-15-12
十三	淀川区、西淀川区 豊中市、池田市、箕面市 豊能町、能勢町	0570-065-530	淀川区新北野1-2-13 (明治安田生命十三ビル)
大阪南	中央区、天王寺区、東成区、生野区	0570-065-596	中央区西心斎橋2-2-7 (御堂筋ジュニアシダビル)
玉出	西成区、浪速区、住吉区、住之江区	0570-065-986	西成区玉出中2-15-22 (明治安田生命玉出ビル)
守口	旭区 守口市、門真市、寝屋川市、枚方市 交野市、四條畷市	0570-068-502	守口市京阪北本通4-10
吹田	東淀川区 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市 島本町	0570-068-846	吹田市朝日町27-14 (松岡ビル)

3 教育ローンコールセンター

電話:0570-008-656(ナビダイヤル)

※上記番号が利用できない場合は、03-5321-8656

※受付時間:月曜~金曜 9時~19時(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

生活福祉資金（教育支援資金貸付）

「生活保護世帯」、府市町村民税が「非課税世帯」などの低所得者世帯（生活保護基準額の1.8倍以内）を対象にし、学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費を無利子でお貸しする制度です。

大阪府育英会、日本学生支援機構奨学金等の貸付制度を優先して活用していただきますが、すぐに活用できない場合に、それまでの「つなぎ」として貸付を行います。

返済は卒業後に始まります。重複して借入される場合は、返済計画について十分ご検討のうえ、お申し込みください。

※ 当貸付制度は、他制度が利用できるまでの「つなぎ」として運用します。このため、他制度の入金があった時点で本資金の返還をお願いします。また、大阪府育英会（高校）、日本学生支援機構（大学他）、各種奨学金の借入上限額を利用しても、なお、就学費用が不足する場合には、最短修業年限の借入申請ができません。

※ 詳しくはお住まいの区の生活福祉資金貸付事業の窓口でご相談ください。

1 貸付資金の内容

(1) 教育支援費（無利子）（最短修業年限が貸付期間です。留年の学年の費用は原則、対象になりません。）

校種	項目	貸付月額	申込期間	返還期間	取扱窓口
高等学校 専修学校 (高等課程)		35,000円以内	随 時	各学校の修業年限の3倍以内 2年制は6年以内(72回) 3年制は9年以内(108回) 4年制は12年以内(144回) 6年制は18年以内(216回) 卒業後、6か月据え置いて償還(返済)開始 借用書提出時に償還金の口座振替(自動払込)の手続きをお願いします	生活福祉資金貸付事業の窓口一覧でご確認ください
高等専門学校	60,000円以内				
短期大学 専修学校 (専門課程)	60,000円以内				
大 学	65,000円以内				

※ 教育支援費につきましては、特に必要と認められる場合に限り限度額を引き上げることも可能ですので、費用に不足が生じる場合は、窓口にご相談ください。

(2) 就学支度費（無利子）

校種	項目	貸付額(入学時のみ)	申込期間	返還期間	取扱窓口
高等学校 高等専門学校 短期大学 大 学 専修学校		500,000円以内	入学年度の4月末まで	各学校の修業年限の3倍以内	生活福祉資金貸付事業の窓口一覧でご確認ください

2 貸付対象世帯

- (1) 大阪府内に居住している世帯（居住地と住民票が一致していること）であること
- (2) 「生活保護世帯」、又は、世帯の収入のある方全員が市・府民税「非課税」「均等割課税」などの低所得者世帯（生活保護基準額の1.8倍以内）であること
- (3) 外国籍の方の場合は、在留資格を持ち、将来とも永住する確実な見込みがあること

3 貸付ができない世帯

- (1) 「生活福祉資金（離職者支援資金、総合支援資金も含む、以下同じ）」の連帯保証人がいる世帯
- (2) 「生活福祉資金」「かけこみ緊急資金」「小口生活資金」等の公的資金を借り滞納（又は猶予）している世帯、及び元世帯員
- (3) 原則として、「母子父子寡婦福祉資金」「その他の公的資金」を借りている世帯又は借入れができる世帯
- (4) 破産申し立て手続中の世帯（特定調停、民事再生、任意整理等を含む）
- (5) 大阪府社会福祉協議会が債権保有する資金に対し破産申し立てをした人がいる世帯
- (6) 暴力団員がいる世帯

4 民生委員調査

申込みにあたり、居住地を担当する民生委員の「調査書」（所定様式）が必要となります。

5 申込必要書類

- (1) 借入申込書
- (2) 新入生は「合格通知書」、在學生は「在学証明書」「学生証」など就学を証明できるもの
- (3) 就学期間中の必要経費明細書
- (4) 住民票（世帯全員が記載され、続柄が明記されている3カ月以内発行のもの）
- (5) 「借入申込者と同居（単身赴任等で別居の場合はその方も含む）で収入のある方全員（常勤雇用でない未成年者は除く）」「連帯保証人」の所得を証明する直近の市区町村発行の「府・市民税・森林環境税証明書」（全事項証明のもの）」又は「雇用主発行の源泉徴収票」のどちらか一方
- (6) 生活保護世帯の場合は、福祉事務所長（大阪市内は保健福祉センター所長）の保護意見書
- (7) 調査・確認に関する同意書（運転免許証、住民基本台帳カードなど本人を確認できる証明書類『原則、官公署が発行した写真付きの証明書』の添付が必要）
- (8) 個人情報取り扱いに関する同意書及び警察・関係機関等への照会に関する同意書
- (9) 外国籍の場合は、在留資格が明記されている「住民票」
- (10) その他必要関係書類（例：大阪府育英会、母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構の採否通知書など）

6 生活福祉資金貸付事業の窓口一覧（各区社会福祉協議会）

窓口		郵便番号	所在地	電話番号	FAX
北 区	北区社会福祉協議会 （貸付窓口は区役所内）	530-8401	北区扇町2-1-27 北区役所3階30番	6809-2814	6809-1081
都 島 区	都島区社会福祉協議会	534-0021	都島区都島本通3-12-31	6929-9500	6929-9504
福 島 区	福島区社会福祉協議会	553-0001	福島区海老江6-2-22	6454-6330	6454-6331
此 花 区	此花区社会福祉協議会	554-0002	此花区伝法3-2-27	6462-1224	6462-1984
中 央 区	中央区社会福祉協議会	542-0062	中央区上本町西2-5-25	6763-8139	6763-8151
西 区	西区社会福祉協議会	550-0013	西区新町4-5-14 西区役所合同庁舎6階	6539-8075	6539-8073
港 区	港区社会福祉協議会	552-0007	港区弁天2-15-1	6575-1212	6575-1025
大 正 区	大正区社会福祉協議会 （貸付窓口は区役所内）	551-8501	大正区千島2-7-95 大正区役所1階11番	6555-5760	-
天 王 寺 区	天王寺区社会福祉協議会	543-0074	天王寺区六万休町5-26	6774-3377	6774-3399
浪 速 区	浪速区社会福祉協議会	556-0011	浪速区難波中3-8-8	6636-6027	6636-6028
西 淀 川 区	西淀川区社会福祉協議会	555-0013	西淀川区千舟2-7-7	6478-2941	6478-2945
淀 川 区	淀川区社会福祉協議会	532-0005	淀川区三国本町2-14-3	6394-2900	6394-2978
東 淀 川 区	東淀川区社会福祉協議会	533-0022	東淀川区菅原4-4-37	6370-1630	6370-7330
東 成 区	東成区社会福祉協議会	537-0013	東成区大今里南3-11-2	6977-7031	6977-7038
生 野 区	生野区社会福祉協議会	544-0033	生野区勝山北3-13-20	6712-3101	6712-3001
旭 区	旭区社会福祉協議会	535-0031	旭区高殿6-16-1	6957-2200	6957-7282
城 東 区	城東区社会福祉協議会	536-0005	城東区中央2-11-16	6936-1153	6936-1154
鶴 見 区	鶴見区社会福祉協議会 （貸付窓口は区役所内）	538-8510	鶴見区横堤5-4-19 鶴見区役所3階33番	6913-7030	6913-7030
阿 倍 野 区	阿倍野区社会福祉協議会	545-0037	阿倍野区帝塚山1-3-8	6628-1212	6628-9393
住 之 江 区	住之江区社会福祉協議会	559-0013	住之江区御崎4-6-10	6686-2234	6686-0400
住 吉 区	住吉区社会福祉協議会 （貸付窓口は区役所内）	558-8501	住吉区南住吉3-15-55 住吉区役所内4階43番	6615-8172	4703-5807
東 住 吉 区	東住吉区社会福祉協議会 （貸付窓口は区役所内）	546-8501	東住吉区東田辺1-13-4 東住吉区役所3階32番	6622-9075	6621-3012
平 野 区	平野区社会福祉協議会	547-0043	平野区平野東2-1-30	6795-2525	6795-2929
西 成 区	西成区社会福祉協議会	557-0041	西成区岸里1-5-20 西成区役所合同庁舎8階	6656-0080	6656-0083

母子父子寡婦福祉資金（修学資金・就学支度資金）

ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るために、無利子又は低利子で各種資金の貸付制度があります。その中で、高校や大学等の入学や修学に活用できる貸付があります。

貸付にあたっては審査があります。審査の結果、貸付ができない場合もあります。また、審査後、貸付までには1か月程度の期間が必要となります。

日本学生支援機構や大阪府育英会の奨学金等との併給は原則としてできません。なお、貸付をご希望されている方で、国の「高等教育の修学支援新制度」（給付型奨学金等）の利用をご検討の方はご相談ください。

詳しくはお住まいの区の保健福祉センター福祉業務担当（保健福祉課又は福祉課）までお問い合わせください。

1 貸付資金の内容

(1) 修学資金（無利子）

高校・大学等で修学させるための授業料・書籍代・交通費等に必要資金

校種	申込期間	貸付限度額	返還期間
高等学校 専修学校（高等課程） 高等専門学校・短期大学 大学・大学院 専修学校（専門課程） 専修学校（一般課程）	合格後～随時 （申請月からの貸付となり、 遡及はできません。） ※事前相談が必要	高校（国公立）月27,000円以内等 大学（国公立）月71,000円以内等 詳しくは各区保健福祉センター保健 福祉課又は福祉課へお問い合わせく ださい。	20年以内 （専修一般5年） 卒業後6か月据置 し、返還開始

(2) 就学支度資金（無利子）

就学・修業するために必要な被服などを購入する資金

校種	申込期間	貸付限度額	返還期間
高等学校 専修学校（高等課程） 高等専門学校・短期大学 大学・大学院 専修学校（専門課程） 専修学校（一般課程）	合格後～ 入学金等納入前に申込 ※事前相談が必要	高校（国公立）150,000円以内等 大学（国公立）410,000円以内等 詳しくは各区保健福祉センター保健 福祉課又は福祉課へお問い合わせく ださい。	20年以内 （専修一般5年） 卒業後6か月据置 し、返還開始

2 貸付対象者

- ひとり親家庭の母又は父・寡婦及びその扶養する子
- 父母のない20歳未満の児童

3 連帯保証人（詳しくはご相談ください。）

- 申請時に大阪市または大阪市近郊に6か月以上居住していること
- 独立の生計を営んでいるか相当の資産もしくは信用を有する者であること

4 返還方法

年払い、半年払い、月払いから選択（償還が遅れた場合、年3.0%の違約金がかかります。）

5 申込必要書類（事前相談時にご確認ください。）

6 その他

入学金等貸付対象にかかる費用を納付済の場合は、貸付対象とはならないので、ご注意ください。

7 各区役所・保健福祉センターの問合せ先 一覧

区名	所在地	福祉業務担当	区名	所在地	福祉業務担当
北	北区扇町2-1-27	6313-9857	東淀川	東淀川区豊新2-1-4	4809-9856
都島	都島区中野町2-16-20	6882-9889	東成	東成区大今里西2-8-4	6977-9156
福島	福島区大開1-8-1	6464-9860	生野	生野区勝山南3-1-19	6715-9857
此花	此花区春日出北1-8-4	6466-9857	旭	旭区大宮1-1-17	6957-9173
中央	中央区久太郎町1-2-27	6267-9955	城東	城東区中央3-5-45	6930-9065
西	西区新町4-5-14	6532-9947	鶴見	鶴見区横堤5-4-19	6915-9107
港	港区市岡1-15-25	6576-9857	阿倍野	阿倍野区文の里1-1-40	6622-9865
大正	大正区千島2-7-95	4394-9914	住之江	住之江区御崎3-1-17	6682-9857
天王寺	天王寺区真法院町20-33	6774-9857	住吉	住吉区南住吉3-15-55	6694-9857
浪速	浪速区敷津東1-4-20	6647-9895	東住吉	東住吉区東田辺1-13-4	4399-9838
西淀川	西淀川区御幣島1-2-10	6478-9952	平野	平野区背戸口3-8-19	4302-9857
淀川	淀川区十三東2-3-3	6308-9423	西成	西成区岸里1-5-20	6659-9824

ヒューファイナンスおおさか 高校・大学入学準備資金融資

日本学生支援機構・大阪府育英会・福祉部局などの各種奨学金や入学資金に採用されても、入学後に給付・貸与されるものがほとんどで、入学金や授業料の納付に間に合わないことが多くあります。このようなときは、日本政策金融公庫の教育ローンなどを利用することになりますが、審査の結果、借入れできない場合があります。ヒューファイナンスおおさかの入学準備資金融資は、このような場合に入学に必要な入学時納付金等をつなぎ資金として融資するものです。

1 申込資格条件

- (1) 大阪府内に居住し、高校等への進学者（中学卒業生・中学校卒業予定者）及び大学等への進学者（高校卒業生・高校卒業予定者）の保護者または親権者
- (2) 府内市町村の教育委員会及び担当相談窓口事前相談された方
- (3) 各種奨学金の予約採用された進学者の保護者または親権者

2 融資条件、融資額

日本学生支援機構や大阪府育英会等の奨学金等の利用（予定）者で、奨学金等が貸与される前に授業料等を支払う必要があること

- (1) 高校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程）に進学する場合
⇒ 60万円以内の必要とする額
- (2) 大学、短期大学、専修学校（専門課程）に進学する場合
⇒ 150万円以内の必要とする額

3 返済

- (1) 進学する学校の修業年限以内で、原則として融資月の翌月から元利均等の分割返済
- (2) 利率 年2.40%（令和6年5月現在）日本政策金融公庫の利率に準ずる
- (3) 損害金利率 延滞元金に対して 年14.60%

4 連帯保証人

- (1) 1名以上
- (2) 大阪府内（やむを得ない場合は近畿圏内）に居住する65歳未満の方で、原則申込者と別世帯かつ安定した所得のある方
- (3) 連帯保証人の源泉徴収票など所得を証明する書類が必要になります。
※ 連帯保証人にはヒューファイナンスおおさかから、別途、電話確認があります。

5 申込必要書類

- (1) 「高校・大学等入学準備資金融資」申込書
- (2) 申込者と連帯保証人の源泉徴収票など所得を証明する書類
- (3) 原則として、合格証書・合格通知書などの入学を確認できる書類
- (4) 進学予定のパンフレット・学校案内・納付書など、必要金額が確認できる書類
- (5) 大阪府育英会・日本学生支援機構等の申込控え、又は採用通知など
- (6) 取引銀行の通帳を持参（公共料金引落口座、借入金返済口座など）
- (7) 本人が確認できる書類（免許証・パスポートなど）
- (8) その他必要書類
※ 印鑑証明書（本人及び保証人）は融資決定後に提出

6 その他

- (1) 融資にあたっては、ヒューファイナンスの審査があります。
- (2) 申込みの際には、原則として相談員が同行し、これまでの相談内容を引継ぎます。
- (3) 債務整理中など返済計画の立たない方は、融資が難しくなります。

◎ 直接の申込みはできません

事前に下記の相談窓口で相談を受けることが申込資格条件です。

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当（就学支援グループ）

電話 06-6115-7651

※ 大阪府外（大阪府下）の居住者は、お住まいの市町村等の相談窓口へお問い合わせください。

各種団体の主な奨学金制度等一覧表

名称(取扱機関)	資格	校種・貸与額	募集期間・貸与期間等	取扱窓口	備考
保育士修学資金 問合せ先 (社福)大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 修学資金係 大阪市中央区中寺1-1-54 TEL: 06-6776-2943	1~4のすべてを満たすことが必要です。 1 4月1日時点で、養成施設に在学している、もしくは在学を予定している学生 2 養成施設卒業後、大阪府内の保育所等で保育士として引き続き5年以上、返還免除対象業務に従事しようとする意思を有している者 3 優秀な学生であって、家庭の経済状況から修学資金の貸付を希望する者 4 次のいずれかに該当する者 ①大阪府内の養成施設(通信制を除く)に在学(予定を含む)していること ②4月以降も引き続き、大阪府内に住民登録をしていること ※原則1名の連帯保証人が必要です。	校種・無利子 ○修学資金(貸付・無利子) 修学資金月額 50,000円以内 入学準備金 200,000円以内(初回のみ) 就職準備金 200,000円以内(卒業時のみ) 生活費加算 貸付申請時に生活保護世帯であって、入学後に生活保護が廃止された方、又は住民税非課税世帯の方は、生活費の一部に充当できる費用を加算申請することができます。加算額は年齢・居住地により異なります。 ※高等教育の修学支援新制度との併用について ・授業料等減免後も自己負担が生じる場合に限り、貸付を受けることができます。 ・給付型奨学金の対象となる場合には、生活費加算は貸付対象外となります。	○申請期間 4月上旬~5月下旬頃 ※高等教育の修学支援新制度を併用する場合は、支援区分の決定後に申請します。 ○貸付期間 2年間 ※正期の修学期間が2年を超える場合、貸付金額が2年に相当する金額の範囲内であれば、正規の修学期間とすることができます。	○在学する(予定を含む) 養成施設	○返還の免除 養成施設を卒業した日から1年以内に、大阪府内において保育士として返還免除対象業務に引き続き5年間従事すれば返還免除となります。 ※返還免除要件を満たさない場合は、返還が必要で、返還の期間は2年以内です。
介護福祉士修学資金 (社福)大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 修学資金係 大阪市中央区中寺1-1-54 TEL: 06-6776-2943	1~5のすべてを満たすことが必要です。 1 4月1日時点で、養成施設に在学している、もしくは在学を予定している学生 2 養成施設卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士として引き続き5年以上、返還免除対象業務に従事しようとする意思を有している者 3 家庭の経済状況から貸付を希望する者 4 学業の成績が優秀であり、資格取得に向けた向学心がある者 5 次のいずれかに該当する者 ①大阪府内の養成施設に在学(予定を含む)していること ②大阪府内に住所を有していること 上の①②のいずれにも該当しない場合は、別途要件があります。 ※原則1名の連帯保証人が必要です。	校種・無利子 ○修学資金(貸付・無利子) 修学資金月額 50,000円以内 入学準備金 200,000円以内(初回のみ) 就職準備金 200,000円以内(卒業時のみ) 国家試験受験対策費用 生活費加算 40,000円以内(1年度当たり) 貸付条件は保育士修学資金と同じです。ただし、生活保護を廃止された方の加算額は年齢・居住地により異なります。また、住民税非課税世帯は月額25,000円以内になります。 ※高等教育の修学支援新制度と併用する場合、保育士修学資金と同様に併給調整を行います。 ※令和5年度は養成施設毎に上限を設定しております。	○申請期間 1月中旬~5月中旬頃 ※高等教育の修学支援新制度を併用する場合は、支援区分の決定後に申請します。 ○貸付期間 正規の修業年限	○在学する(予定を含む) 養成施設	○返還の免除 養成施設を卒業した日から1年以内に、介護福祉士の登録を行い、大阪府内の社会福祉施設等で返還免除対象業務に引き続き5年間従事すれば返還免除となります。 ※返還免除要件を満たさない場合は、返還が必要で、返還の期間は貸付を受けた期間と同等の期間内です。
福祉系高校修学資金 (社福)大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 修学資金係 大阪市中央区中寺1-1-54 TEL: 06-6776-2943	1~2のすべてを満たすことが必要です。 1 4月1日時点で、大阪府内の福祉系高校に在学する者 2 福祉系高校を卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士として、引き続き3年以上、「介護職員等の業務」または、「介護職員等の業務以外」に従事しようとする意思を有している者 ※原則1名の連帯保証人が必要です。	校種・無利子 ○修学資金(貸付・無利子) 修学準備金 30,000円以内(入学時のみ) 介護実習費 30,000円以内(1年度当たり) 国家試験受験対策費用 就職準備金 40,000円以内(1年度当たり) 200,000円以内(卒業時のみ)	○申請期間 4月上旬~5月下旬頃 ○貸付期間 正規の修業年限	○在学する 大阪府内の福祉系高校	○返還の免除 福祉系高校を卒業した日から1年以内に、介護福祉士の登録を行い、大阪府内の社会福祉施設等で返還免除対象業務に引き続き3年間従事すれば返還免除となります。 ※返還免除要件を満たさない場合は、返還が必要で、返還の期間は貸付を受けた期間と同等の期間内です。

名称(取扱機関)	資格	校種・貸与額	募集期間・貸与期間等	取扱窓口	備考
大東育英会奨学金 (公財) 大東育英会 寝屋川市香里本通町5-11 (大東ビル内) TEL: 072-833-0112 (代)	学業、人物ともに優秀でありながら、経済的理由により修学が困難と認められる者で、次のどちらかに該当し、在学学校長の推薦が受けられる者 1 大阪府下の大学及び高等学校(申請の資格は高校2年生より)に在学する学生・生徒 2 大阪府下に住所を有する者が保護する学生・生徒	○奨学金(給付) 高等学校奨学生 10,000円以上(月額) 大学奨学生 20,000円以上(月額) ※支給期間は正規の最短修業年限	○申請期間 3月上旬~4月中旬頃	○在学する学校	給付型 返還不要 ※学業成績が不振であったり、学校内外の規律を乱したり、その他性行状況が大東育英会奨学生として適当でないとして認められるときは奨学金の交付が停止、休止又は廃止されます。
加藤山崎奨学金 加藤山崎修学支援金 (公財) 加藤山崎教育基金 東京都世田谷区喜多見1-18-6 TEL: 03-3417-2231	○加藤山崎奨学金 ・小学5年生、中学2年生、高校2年生 ・前年度の評定平均4.3以上、5段階評価でない場合はそれに準ずる成績の者 ・学校長が推薦する者 ○加藤山崎修学支援金 ・小学4.5,6年生、中学生、高校生 ・前年度の評定平均2.7以上、5段階評価でない場合はそれに準ずる成績の者 ・学習に意欲的又は成績優秀で品行方正である者 ・学校長が推薦する者	○加藤山崎奨学金(給付) 給付回数 採用年度1回限り 給付額 小学5年生 2万円 中学2年生 3万円 高校2年生 5万円 ○加藤山崎修学支援金(給付) 給付期間は、採用時に在学する学校を卒業するまでの期間(最大3年間) 給付額 小学生 5万円、中学生5~7万円、高校生 5~10万円(年額)	○応募期間 5月上旬~6月下旬頃 (学校での締切日に注意)	○在学する学校 に願書を提出、学校からオンラインによる申請	給付型 返還不要 他の奨学金との併願・併給は可 ※ただし、加藤山崎奨学金と加藤山崎修学支援金との両方の併給は不可(併願は可)
船井奨学会奨学金 (公財) 船井奨学会 大阪府中央区本町2-1-6 探訪本町センタービル1307号室 TEL: 06-4256-1110	1 大阪府内に在住している大学生、高等学校生徒 2 大阪府内の大学、高等学校に在学している学生、生徒 3 4月に入学し、第1学年に在学する者 4 人物、学業共に優秀であったり、経済的な事情により就学が困難であると認められ、学校長の推薦のある者	○奨学金(給付) 大学奨学生 30,000円(月額) 高等学校奨学生 10,000円(月額) 給付期間は、入学した年の4月から正規の最短修業年限の卒業期まで	○募集時期 6月下旬迄 (学校での締切日に注意)	○在学する学校	給付型 返還不要 ※学業成績が不振になったり、学校内外の規律を乱したり、停学、退学等の処分を受けたとき等、性行状況が奨学生として適当でないとして認められるときは、奨学金の交付を打切る場合があります。
寺西育英会奨学金 (公財) 寺西育英会 大阪市旭区生江3-6-19 TEL: 06-6924-0300	・大阪市の北区、旭区、城東区、鶴見区、都島区、福島区、中央区、此花区、西区、港区、大正区の公立高校に、在学する生徒 ・募集直前年度における学業成績の評定平均値3.5以上の者(5段階評価) ・保護者(親権者)の市町村民税所得割額が75,000円未満に属する者 ・学校長の推薦が受けられる者	○奨学金(給付) 給付額 10,000円(月額) 給付期間 4月~翌年3月までの1年間	○応募書類の提出期限 5月末日 財団事務局必着 (学校での締切日に注意)	○在学する学校	給付型 返還不要 毎年申請が必要です。
人志奨学金 (NPO) 三菱UFJ信託銀行(株) リニューアル受託業務部 公益信託課 人志奨学金担当 東京都中野区中野3-36-16 TEL: 0120-622372 (フリーダイヤル)	国内に所在する国公立の全日制普通科の高等学校1年または同中等教育学校(後期課程)の4年に在学する生徒で、次に該当する者 1 家族の生計を支える親を失うなど、何らかの理由によって経済的影響を受け、奨学金を必要とする者 2 学業優秀(中学校3年次の国語・数学・理科・社会・英語の評定平均値が5点満点中、4.4点以上)、品行方正かつ人格に優れる者	○奨学金(給付) 給付額 20,000円(月額) 給付期間 正規の最短修業年限の終期まで ○給付条件 毎月支給する課題図書や読書感想文の提出が必要	○募集時期 5月上旬頃 申請書類を基金へ提出 (学校での締切日に注意)	○在学する学校	給付型(原則、返還不要) 他の奨学金との併用・併願可 ※停学、退学等の処分を受けた場合や学業成績または素行が不良となった場合は奨学金を打ち切る場合があります。

名称 (取扱機関)	資格	校種・貸与額	募集期間・貸与期間等	取扱窓口	備考
カトリック・マリア会・セント・ジョセフ奨学金英基金高校生 (奨学金) 三井住友信託銀行 (株) 個人資産受託業務部 公益信託グループ カトリック・マリア会 奨学金英基金申請口 東京都港区芝3-33-1 Tel: 03-5232-8910	1 国内の高等学校に在学する生徒であること (学年は問いません) 2 経済的理由により、就学困難な事情があること (原則として、世帯収入350万円程度以下とする) 3 向学心に富み品行方正で、かつ成業の見込みがあること ※小・中学生については、「就学援助金」の制度があります。	○奨学金 (給付) 給付額 20,000円 (月額) 給付期間 卒業するまで (正規の最短期修学年数を限度) ※毎学年度末に「近況報告書」を提出する。進級等を確認の上、継続給付とする。未提出の場合は次学年からの給付が停止となります。	○募集時期 5月中旬～7月上旬頃 (学校での締切日に注意)	○在学する学校	給付型 返還不要 他の奨学金との併用可 ※ただし、兄弟姉妹の同時申請及び兄弟姉妹に当基金受給中の方がいる場合は不可
似鳥国際奨学財団 奨学金 (公財) 似鳥国際奨学財団 東京都北区神谷3-6-20 (株) ニトリホールディングス東京本部内	日本国籍あるいは、在留資格が、永住者または定住者の人で、人のため・世のため に役に立ちたいと、夢に向かってチャレンジし、学業に励む人を応援する奨学金です。学力優秀・志操堅実でありながらも、経済的に困窮している方が対象です。 ○中学生 ・15歳以下で、中学1～3年に在籍予定の者 ・ひとり親家庭の者 ○高校生・高専生 ・18歳以下で、全日制高校1～3年に在籍予定の者、高専4・5年は20歳以下 ○大学生・大学院生 ・大学学部課程は、23歳以下で在籍予定の者、6年制学部の5・6年は25歳以下 ・大学院修士課程は、25歳以下で在籍予定の者	○奨学金 (給付) ・中学生 30,000円 (月額) ・高校生 35,000円 (月額) ・大学生・大学院生 50,000円 (月額) 大学・大学院生には、優秀者を対象に月額最大3万円を追加支給 ・給付期間 1年間 交換留学・留年の場合は支給停止 卒業月までの支給 ※短大・専門学校は対象外 ※毎月期限内にレポートの提出と、年1回開催予定の交流会への参加が必要 ※大学・大学院生は、月20時間以上、又は3カ月合計60時間以上のアルバイトに従事していること	給付対象となる前年度に申込み年2回 (上期・下期) の募集 (参考: 下期スケジュール) ・WEBエントリー 大学生・大学院生・高校生・中学生 2月下旬～5月中旬 大学・大学院生 5月中旬～下旬 高校生・中学生 5月中旬～下旬 ・性格審査 (オンライン実施) 6月中旬～下旬 (中学生6月上旬～中旬) ・面接 大学・大学院生 7月上旬～下旬 高校生 7月上旬～下旬 中学生 6月下旬～7月上旬 ・結果通知 8月上旬	応募方法 オンラインでエントリーフォームを入力 参考: 下期応募期間 2月中～5月中旬 (学校推薦は不要)	給付型 返還不要 中学生・高校生・高専生 他の奨学金との併用可 大学生・大学院生 他の給付型奨学金との併用は不可 貸与型奨学金との併用は可 (授業料の減免との併用は可)
山内健二記念 大阪奨学金英基金 三井住友信託銀行 (株) 個人資産受託業務部 公益信託グループ 山内健二記念大阪奨学金英基金申請口 東京都港区芝3-33-1 Tel: 03-5232-8910	1 大阪府内の高等学校等に在学する生徒 (学年は問いません。) 2 向学心に富みかつ成業の見込みがある者 3 学業、人物ともに優秀で、品行方正な者 原則として、前年度又は中学3年時の少なくともどちらか一方の成績の平均が4以上であること (ただし、卓越した才能 (スポーツ・芸術分野を除く) が認められる場合はこの限りではありません。) 4 経済的理由により、十分な学習環境に恵まれない事情がある者 (世帯合計所得金額300万円以下であること) 5 在籍高等学校等の推薦を受けることが出来る者	○奨学金 (給付) 給付額 30,000円 (月額) 給付期間 正規の最短期修業期間 ○生活状況報告書の提出 ※毎学年度末に、在学する高等学校等の校長経由で、生活状況報告書等を遅延なく提出。未提出の場合は、次年度からの支給が停止となる。 ※3年生 (卒業年次生) は、生活状況報告書の他、基金宛の感謝状の提出が必要	○募集時期 4月上旬～6月下旬頃 (学校での締切日に注意)	○在学する学校	給付型 返還不要
進藤記念財団奨学金 (公財) 進藤記念財団 大阪市淀川区 宮原1-1-1 新大阪阪急ビル	大阪府在住のひとりの親家庭の新中学生、新高校生	○新中学生: 支給月額20,000円 (6名) ○新高校生: 支給月額30,000円 (6名)	○応募期間 6月1日～7月31日	○財団事務局へ郵送	給付型 返還不要

名称 (取扱機関)	資格	校種・貸与額	募集期間・貸与期間等	取扱窓口	備考
あしなが奨学金 あしなが育英会 奨学課 東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館4F Tel: 0120-77-8565	保護者等が病氣や災害(道路における交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、または著しい障がい(1~5級)を負い、経済的な援助を必要としている家庭の生徒・学生 ※著しい後遺障がいとは、身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第5級	○奨学金(月額) ・高校、高専(1-3年生) 30,000円【給付】 ・大学、短大 一般 40,000円【貸与】 特別 50,000円【貸与】 ・専門学校、高専(4,5年生) 40,000円【貸与】 ・大学院 80,000円【貸与】 ○入学一時金(無利子) ・私立高校 300,000円【貸与】 ・私立大学 400,000円【貸与】 ・大学等進学仕度一時金 400,000円【貸与】 ※貸与期間終了後20年間で分割返還	○募集期間 ・予約募集(高校・高専進学予定) 中学3年生時 12月中旬まで (大学・短大・専修・各種学校進学予定) 高校3年生等 10月中旬まで ・在学募集(高校・高専3年生まで在学) 1次募集 4月上旬~5月中旬 2次募集 5月中旬~9月下旬 3次募集 10月上旬~12月中旬	○在学する学校(直接申請可)	給付部分については返還不要 他の奨学金との併用可 ・高校・高専・専修・各種学校の奨学生の場合は、書類審査による。 ・大学・短大・大学院の奨学生の選考は、書類審査に加え、説明会・面接による。
交通遺児育英奨学金 (公財) 交通遺児育英会 東京都千代田区平河町2-6-1 平河町ビル3F Tel: 03-3556-0773 フリーダイヤル Tel: 0120-521286	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障がい(働けないため)に、経済的に修学が困難な生徒・学生(申込時25歳までの人) ※著しい後遺障がいとは、自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級、身体障害者福祉法の第1級から第4級、精神保健および精神障害者福祉法(精神障害者手帳)の第1級から第3級 ○家計基準(3人世帯目安) 高校、高専(1~3年)、専修(高等) 給与収入780万円以下 (給与以外の所得360万円以下) 大学、短大、高専(4・5年)、専修(専門) 給与収入940万円以下 (給与以外の所得520万円以下)	○奨学金(月額)(貸与・給付)〔無利子〕 ・高校、高専(1~3年)、専修(高等) 2万円、3万円、4万円から選択(内、1万円は給付) ・大学、短大、高専(4・5年)、専修(専門) 4万円、5万円、6万円から選択(内、2万円は給付) ○入学一時金(貸与)〔無利子、1年時のみ〕 ・高校、高専、専修(高等) 20万円、40万円、60万円から選択 ・大学、短大、専修(専門) 40万円、60万円、80万円から選択 ○進学準備金(貸与)〔無利子〕 ・高校奨学生で大学・短大・専修(専門)の入学一時金を、学校合格後、入学前に貸与する(詳細は、対象者に案内されます。) ※奨学金は無利子で、貸与期間終了後最長20年間で分割返還	○募集期間 《奨学金》 ・在学募集 各学年の4月~1月末 高校・高専 各学年の4月~10月末 大学・短大・専修・各種 各学年の4月~10月末 ・予約募集(高校・大学等進学予定者、浪人生) 中3、高3 1次募集 4月~8月末 2次募集 9月~1月末 《入学一時金》 1年生時に限る。入学一時金だけの貸与はできません。	ホームページから応募書類をダウンロードし、直接出願する	給付部分については返還不要 他の奨学金との併用可
交通遺児修学資金支援事業 (一財) 道路厚生会 東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル11F Tel: 03-6674-1761 (平日9:30~12:00, 13:00~17:00)	東日本・中日本・西日本高速道路株式会社管理する道路において交通事故により亡くなられた方の遺児で、高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に在学中の方	○修学資金(給付)年間 396,000円 ※年度途中の申請の場合は月割 ○卒業祝い金 100,000円(給付) ※当修学資金の支援を受けて高等学校等を卒業した遺児に給付	○募集期間 随時 ※将来進学される方については、給付対象者として登録し、高等学校等進学時に給付手続きの案内をします。 ○給付期間 申請のあった学年から卒業学年終了まで、最高3カ年	ホームページの修学資金給付受付フォームから直接申込み	給付型 返還不要 他の奨学金との併用可

名称（取扱機関）	資格	校種・貸与額	募集期間・貸与期間等	取扱窓口	備考
大阪交通災害遺族会奨学金 （公財）大阪交通災害遺族会 大阪市中央区台町7-4-15 大阪府社会福祉会館内 Tel：06-6761-5296	大阪府内在住で、保護者を交通事故で亡くされた交通遺児 ※申込みには会員登録が必要です。	○奨学金（月額）（貸与）〔無利子〕 ・高校、高専、大学（短大を含む）、大学院、専門学校 20,000円 ※卒業が終了した翌月より月賦返済 ○入学準備金（貸与）〔無利子〕 ・中学校 公立・私立 100,000円 ・高校・高専 国公立 100,000円 ・高校・専門学校 私立 200,000円 ・大学 国公立 200,000円 私立 300,000円 ※貸与の翌月より6か月据え置き、40回月賦返済	○募集期間 随時	（公財）大阪交通災害遺族会に直接申込み	○返還の一部免除 卒業証書（写）を添えて奨学金の返還返済金一部免除除障を提出すると、奨学金（入学準備金は除く）貸与総額の20%が免除されます。 ○他団体からの奨学金と併用可
アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度 （公財）がんの子どもを守る会	○小児がん経験者奨学金 ○がん遺児奨学金 ※いずれも所得制限があります。また、がん遺児奨学金は成績等の条件もあります。詳しくはHP等でご確認ください。 例：給与所得者の3人世帯の場合、給与支払額が576万円以下（詳細は募集要項を確認してください）	○奨学金（給付） 給付額 20,000円（月額） 給付期間 高校などに在学中の期間（正規の最短期間以内） 給付方法 原則として7月、11月、3月に4か月分をまとめて給付	給付対象となる前年度に申込み ○募集期間 毎年11月から翌年2月末まで ○奨学生内定 4月下旬 ○奨学生決定 5月下旬	個別又は学校で取りまとめて送付	給付型 返還不要 他の奨学金と併用可 アフラックの保険契約の有無は不明
あすのば入学・新生活応援給付金 （公財）あすのば（入学）新生活応援給付金係 東京都港区赤坂3-21-6 河村ビル6F Tel：03-6277-8199	○入学・新生活応援給付金 申込みできる人 1.住民税の所得割が非課税世帯の子ども 2.家計が急変して住民税非課税相当になった世帯の子ども 3.生活保護を受けている世帯の子ども 4.児童養護施設・里親などのもで生活している子ども	○給付金 ・小学校入学生 30,000円（一時金） 【保育園・幼稚園の年長クラス時】 ・中学校入学生 30,000円（ 〃 ） 【小学6年生時】 ・中学校卒業生 40,000円（ 〃 ） 【中学3年生時】 ・高校卒業生等 50,000円（ 〃 ） 【高校等3年生時または大学等進学の前年時】	○受付期間（※2023年卒業/入学の場合）2022年11月21日～12月16日	個別でオンラインまたは郵送での申込み	給付金 返還不要 成績は不明
JPOSH奨学金 まなび 認定NPO法人JPOSH（奨学金まなび係） 大阪市鶴見区今津南2-6-3 Tel：06-6962-5071	母親・保護者が乳がんで死亡又は現在、乳がん治療中である高校生で、経済的理由により修学又は継続が困難な生徒 概ね500万円までの収入の世帯の方	○奨学金（給付） 給付額 10,000円（月額） 給付期間 最長で高校卒業までの最短期間（ただし、年度ごとに再選考）	○募集期間 4月1日～5月末日必着 申請書はHPからダウンロード	直接申込み（郵送）	給付型 返還不要 他の奨学金との併用可
明光教育研究所奨学金 （公財）明光教育研究所 東京都新宿区西新宿7-20-1 住友不動産西新宿ビル29F Tel：03-5937-2691	次の条件のうち、いずれか1つ以上を満たすこと ・ひとり親家庭又は以前ひとり親家庭で生活していた子ども、里親に養育又は以前養育されていた子ども、施設（児童養護施設、自立援助ホーム等）に在籍又は以前在籍していた子ども、であって現在は保護者のいない状態で生活している ・保護者が、病気、怪我、介護等の事情により、就労困難な状況にある。 ・両親以外の親族、親権者等に養育されている。 ・保護者不在の状態である。	○奨学金（給付） 高校生等：最大50万円/1人 大学生等：最大50万円/1人 ○給付期間 基本1年間 （ただし、1年ごとの継続申請が可能） ※毎年継続申請を行うことで、複数年度にわたる奨学金の継続した給付を受けることも可能です。最長年数の制限はありません。ただし継続申請の選考審査の結果、不採用となった場合は、その年度に奨学金の給付を受けることはできません。（ただし、更に次の年度以降に改めて新規申込みを行うことは可能です。）	給付対象となる前年度の申込み ○募集期間 11月下旬～1月中旬 インターネット申込み	直接申込み インターネット申込み	給付型 返還不要 ※他の奨学金との併給可能 （国・都道府県などの公共団体、学校・病院・企業・団体等の奨学金などの制度とも併給可能） ※小学5,6年生、中学生等が対象になる奨学金もあります。

名称 (取扱機関)	資格	校種・貸与額	募集期間・貸与期間等	取扱窓口	備考
キーエンス財団奨学金 (公財) キーエンス財団 大阪市東淀川区東中島1-3-14 Tel: 06-6379-1005	次のいずれの項目にも該当する者 (※2024年4月入入学の場合) ・2024年4月に4年制の大学に入学する者 (通信制・夜間学部並びに留学生を除く) ・2024年4月1日現在、20歳以下の者 ・経済的な支援を必要とする者	○奨学金 (給付) 4年制大学生: 月額10万円 (年額120万円) ○給付期間 4年間 ※休学や提出義務を果たさなかったときは一時停止	○募集期間 (※2024年4月入学の場合) 一次選考: 2024/2/1~4/5 二次選考: 2024/4/11~4/24	Web登録 郵送	他の奨学金との併用について ・貸与型奨学金: 併用可 ・給付型奨学金: 併用不可 (※海外留学支援は併用可) ・授業料減免: 併用可
ぎずな育英基金 (公財) ぎずな育英基金 大阪市北区西天満4-3-25 梅田プラザビル2F Tel: 06-6364-2802	塾等での進学に向けた学習、または現在行っている文化・芸術・スポーツ活動に関して、費用の支弁に際し経済的支援を必要としており、下記の1~2を満たすこと 1 大阪府内の中学校・高校に在学する者であって下記のいずれかに該当すること ・ひとり親家庭や父母ともいない家庭の子ども ・父母が病気でいても虐待・ネグレクト等で親の監護を受けられず児童福祉施設に入所している子ども 2 学習意欲が旺盛であり、または文化・スポーツでの技能に優れている者	○支援金 (年額) (給付) <学習支援対象者> ※用途は塾代に限る 中学1~2年生、高校1~2年生 通期生: 30万円、半期生: 15万円 中学3年生、高校3年生 通期生: 50万円、半期生: 25万円 <文化・芸術・スポーツ活動支援対象者> ※用途は学校内外での活動費、遠征費用、合宿費等 中学1年生~高校3年生 通期生: 30万円、半期生: 15万円 ※どちらも学費にあてられません。 余剰金があった場合、残金は返還です。	○募集締切 通期生: 2月末 半期生: 8月末 ○選考時期 3月、9月 ○給付期間 毎年、3学期中の更新手続きにより、原則、高校3年卒業時まで継続	申請書類を (公財) ぎずな育英基金に郵送すること	給付型 返還不要 支援対象者は支援を受けている学習者、又は文化・芸術・スポーツ活動に精励するほか、下記報告の提出やその他基金の求める事項を念った場合、支給された支援金の一部又は全額の返還を求められたり、支援期間の更新が求められることがあります。 (報告資料) ・領収証その他支援金の使途と支払いの事実を裏付ける資料 ・支援年度1年間の学習や活動に関するレポート及び資料など
高等学校等奨学生奨学金 (帰国子女校及び一般校) (一財) 山崎豊子文化財団 堺市西区浜寺昭和町3-391-2 Tel: 072-266-2522	府内に住所を有し、府内の高等学校等に入学を希望する生徒であり、かつ保護者(祖父母、曽祖父母等を含む)が引揚者で、終戦前(昭和20年9月2日以前)から引き続き中国に居住し、近年永住の目的をもって帰国したもの、または作家山崎豊子の作品及び作家活動に共鳴し、未来に向けて日中友好の懸け橋となることを志すもの	○奨学金 (支給月額) (給付) 大阪府下の高校、高専、専修学校 (修業年限が2年以上の学科の高等課程) 20,000円	○募集期間 11月上旬~12月15日 ○支給期間 最短修業年限(3年)	○在学する中学校	給付型 返還不要
朝鮮奨学会奨学金 (公財) 朝鮮奨学会 東京都新宿区西新宿1-8-1 新館ビル9F Tel: 03-3343-5757	日本の高校(高等専門学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校を含む)及び大学の学部並びに大学院に在学している韓国人・朝鮮人学生(韓国籍・朝鮮籍、本国からの留学生も含む)で、成績優良で学費の支弁に困っている者(2024年4月1日現在で、高校生は満25歳未満、学部生は満30歳未満、大学院生は満40歳未満)	○奨学金 (支給月額) (給付) 高校 10,000円 大学(学部課程) 25,000円 大学院(修士課程) 40,000円 大学院(専門職課程) 40,000円 大学院(博士課程) 70,000円 給付期間 4月~翌年3月までの1年間 ※継続して支給を希望する場合は、翌年度に再応募が必要です。	○募集期間 4月中旬~5月中旬頃	ホームページの応募受付フォームから申請する	給付型 返還不要 大学、高校とも申請にあたっては、本会ホームページを参照し募集要項記載の申請要件を十分確認してください。
韓国教育財団奨学金支給事業 (公財) 韓国教育財団 東京都港区三田2-10-6 シオマビル9F Tel: 03-5419-9171	1 日本の高等学校(韓国学校を含む)・大学・大学院に在学する在日韓国人学生 2 日本の大学に在籍し、韓国語を専攻する日本人(韓国語能力試験3級以上) 3 上記1,2に該当し、成績優秀でありながら学費の支弁が困難な者 4 他の団体や機関から返済不要奨学金の支給を受けていない者	○奨学金の支給額と支給期間、返済義務 (1) 支給額 高校 100,000円 大学 500,000円 大学院 1,000,000円 (2) 支給期間 1年間 (3) 返済義務 なし	○募集期間 5月中旬~6月下旬	財団奨学金事務局へ郵送(簡易書留郵便)	

名称（取扱機関）	資格	校種・貸与額	募集期間・貸与期間等	取扱窓口	備考
STEM(理系)女子奨学助成金 (公財) 山田進太郎D&I財団 東京都港区六本木7-14-23	応募時点で日本国内の高等学校または高等専門学校に在籍し、以下の1～3の条件に当てはまる方 1. 以下のいずれかの方 1-1.2023年4月時点で高等学校の1、2年生の方で、STEM(理系)分野への大学進学を検討しており、理系コース/理系科目を2024年度に選択予定・継続選択予定の方 1-2.2023年4月時点で高等専門学校の1、2年生の方で、2024年度も高等専門学校に在籍予定の方 2. 女性(性目認もしくは戸籍上の性別が女性)の方 3. 過去に、本財団の奨学金または奨学助成金を受け取ったことがない方	○給付金額 10万円(採用後に一括で給付) ○支給方法と時期 5月～6月に指定口座振込み ○募集人数 500名程度	○エントリー受付期間 7月上旬～11月下旬	OWeb登録	奨学助成金使途の簡易報告書提出要
セーブ・ザ・チャイルド・ジャパン子ども給付金 (公財) セーブ・ザ・チャイルド・ジャパン 東京都千代田区内神田2-8-4 山田ビル4F	給付金を利用できる人(対象者) 日本国内の中学校・高校などに進学予定の新中学1年生または新高校1年生 申請時に、日本国内に居住し、以下のセーブ・ザ・チャイルドレンが設定する対象条件に当てはまる。 ・生活状況 ・保護者の年間所得 ・卒業・入学に関わる費用を用意することが難しい	○新中学1年生: 3万円(定員: 400人) ○新高校1年生: 5万円(定員: 600人)	○申請期間 1月上旬～1月下旬	OWeb登録	給付型返済不要
大阪府公立高等学校 定時制課程及び通信制 課程就学奨励費 大阪府教育庁教育振興室 高等学校課 大阪府中央区大手前3-2-12 TEL: 06-6941-0351代表 内線3433	1 大阪府の区域内にある公立高校の定時制課程又は通信制課程に在学している35歳未満の者であること 2 経済的理由により著しく修学が困難な者等) それぞれの道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の者であること。また、令和6年4月1日時点で生徒に保護者がいない場合は、当該生徒本人の道府民税・市町村民税所得割額合計が85,500円未満の者であること 3 経常的収入を得る職業に就いている者であり、原則として年間120日以上勤務していること 4 大阪府育英会の奨学金の貸与を受けていない者であること 5 原則として四年間で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であること(教科・科目の履修状況、修得単位等が一定以上であること)	貸与額 月額9,000円に申請年度の在学月数を乗じた額 ※奨学のための給付金を給付される場合は、上記の貸与額から奨学のための給付金の給付決定額を減じた額が貸与額となります。 また、教科用図書購入代金相当分の額を、上記の貸与額に加算する場合があります。	申請時期 10月上旬～10月下旬(予定) 貸与決定時期 12月中旬(予定) ※申請時期及び貸与決定時期については、変更になる場合があります。	在籍する学校	返還免除 1 高等学校の定時制課程若しくは通信制課程を卒業した場合、又はその他これに準ずると認められる場合 2 転勤その他やむを得ない理由により退学した場合 3 死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により修学奨励費を返還することが困難であると認められた場合

※詳細についてはそれぞれの取扱機関でご確認ください。

第4 参考資料集

【就学支援・奨学金関係スケジュール】

〔※めやすですので、個々に日程等をご確認ください。〕

※以下の奨学金は、中学校で用紙が配布され、申請手続きをします。（借入手続**は進学後、高校で手続き）

	支援金・奨学金等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中	大阪府育英会〔予約募集〕						申請			認定		←借入手続*→	
高	//	借入手続**											

**：奨学金

*：入学時増額資金

※以下の支援金・奨学金等は、進学された高等学校等で用紙が配布され、申請手続きをします。

	支援金・奨学金等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高	大阪府育英会〔在学募集〕	申請			認定								
高	国： 高等学校等就学 支援金	新入生	申請		認定								
		全生徒			申請		認定						
高	府： 私立授業料支援 補助金	新入生	申請					在籍 確認	認定				
		全生徒			申請			在籍 確認	認定				
高	府： 「奨学のための給付金」				申請					認定			
	市： 「大阪市奨学金」			申請					認定				

【必要な各費用】

〔※各学校等により個々の金額が異なり、「めやすの金額」とお考えください。〕

◆入学手続き費用	公立〔全日制〕	公立〔定時制〕	公立〔通信制〕	私立〔全日制〕	私立〔通信制〕
(1) 入学検定料	2,200円	950円	800円	20,000円	20,000円
(2) 入学金〔府平均〕	5,650円	2,100円	500円	200,000円	50,000円
(3) 教科書等	25,000円	7,000円	20,000円	30,000円	40,000円
(4) 制服等	60,000円	—	—	85,000円	〔通学コース〕 50,000円
(5) 体操服等	25,000円	—	—	35,000円	—
(6) その他〔タブレット等を含む〕	50,000円	—	—	300,000円	100,000円
◇ 手続き費用合計額	167,850円	10,050円	21,300円	670,000円	260,000円
◆教育活動費等	45,000円	—	—	65,000円	〔連携校〕 500,000円
◆施設設備費等	—	—	—	34,000円	120,000円
◆その他〔学校諸費〕	60,000円	24,000円	4,940円	220,000円	60,000円
◇ 各家庭負担合計額	272,850円	34,050円	26,940円	989,000円	940,000円
◆ 年間授業料	118,800円	32,400円	最大 9,900円	600,000円	最大 300,000円

◆通学費…徒歩や自転車以外は、別途、バス代や電車賃等の定期代が必要になります。

※1：公立の場合、**就学支援金の認定**があれば授業料納付の必要はありません。手続きをされない家庭や不認定の場合は、期日までに高校への納付が必要です。【年間2～3期で分納】

※2：私学により授業料の**一時立替払**で、約**20～30万円程度**の負担が必要な学校もあります。10月1日の在籍確認後に、国や府から高校等の口座に入金後、各家庭の口座に戻ります。

なお、上記の金額は大阪府内の各高校等からの聞き取り等を参考にした「めやす」で、実際に請求される各高校等での必要な支払金額ではありません。

高等学校等授業料無償化制度の段階的な移行について

私立高校等

【令和6(2024)年度 現在の中学3年生】

大阪府内の私立高校（全日制）に進学した場合の例です

		R7 高校1年	R8 高校2年	R9 高校3年	
世帯年収のめやす	590万円未満	無償	無償	無償	
		無償	無償	無償	
	590～800万円	3人以上	無償	無償	無償
		2人	10万円	無償	無償
		1人	20万円	無償	無償
	800～910万円	3人以上	10万円 ※1	無償 ※2	無償
		2人	30万円 ※1	無償 ※2	無償
		1人	最大48 万円 ※1	無償 ※2	無償
		授業料 全額	無償 ※2	無償	
	910万円以上	授業料 全額	無償 ※2	無償	

- ※1 授業料が60万円を超える学校は、表示の額に加え、「授業料-60万円」の負担が生じます。
【例】授業料が65万円の場合、5万円は保護者がさらに負担（65万円-60万円=5万円）
- ※2 現在の高校1年生：授業料が63万円を超える場合は、「授業料-63万円」の負担が生じます。
【例】授業料が65万円の場合、2万円は保護者がさらに負担（65万円-63万円=2万円）
現在の中学3年生：授業料負担はありません。
- ※ 府外の高校等(★)に通う場合も授業料無償化の対象になる場合があります。★対象校はp.10

【令和6(2024)年度 現在の中学2年生以下】

高校1年生時から授業料は全額無償

公立高校等

※年収(めやす)910万円未満は、国の就学支援金制度により授業料無償化

年度	R6 (現行)		R7		R8	
	※年収 (めやす)	910万 円以上	※年収 (めやす)	910万 円以上	※年収 (めやす)	910万 円以上
高校 3年生	現高3 R4入学	無償 〔府独自 制度〕	現高2 R5入学	無償 〔府独自 制度〕	現高1 R6入学	無償 〔府独自 制度〕
高校 2年生	現高2 R5入学	授業料 全額 保護者 負担	現高1 R6入学		現中3 R7入学	
高校 1年生	現高1 R6入学		現中3 R7入学	授業料 全額 保護者 負担	現中2 R8入学	

- ◆国の就学支援金制度で所得超過により対象とならなかった生徒について、令和7年度より段階的に無償化、令和8年度 制度完成。
- ◆府内対象校：府立高校、大阪公立大学工業高等専門学校（本科1～3年生）
国立高校、特別支援学校(高等部)、市立高校(堺・東大阪・岸和田)
- ◆令和6年度 現在の中学3年生は、高校1年生時(令和7年度入学)においては、年収(めやす)910万円未満は、国の就学支援金制度により授業料無償化
年収(めやす)910万円以上は、全額保護者負担になります。

令和7年度高等学校等入試日程など

1 大阪府公立高等学校

選抜の種類		出願期間	学力検査等	合格者発表
特別入学者選抜	全日制の課程	2月14日(金)及び 2月17日(月)	学力検査 2月20日(木) 実技検査 2月21日(金)	3月3日(月)
	・工業に関する学科 (建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科、プロダクトデザイン科) ・総合造形科 ・美術科 ・体育に関する学科 ・グローバル探究科 ・演劇科 ・芸能文化科		視唱、専攻実技 2月15日(土) 学力検査、聴音 2月20日(木)	
	・音楽科	2月4日(火)及び 2月5日(水)	学力検査 2月20日(木) 面接 2月21日(金)	
	・総合学科(エンパワメントスクール)	2月14日(金)及び 2月17日(月)	学力検査 2月20日(木) 面接 2月21日(金)、 25日(火)のうち一日	
	・総合学科(ステップスクール)		学力検査 2月20日(木) 面接 2月21日(金)	
多部制単位制Ⅰ部・Ⅱ部(クリエイティブスクール) 昼夜間単位制				
大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜			学力検査 2月20日(木) 面接 2月21日(金)	
海外から帰国した生徒の入学者選抜			学力検査、面接 2月20日(木)	
日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜		2月14日(金)及び 2月17日(月)	学力検査、作文 2月20日(木)	
知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜			面接 2月19日(水)、20日(木) 21日(金)のうち一日	
一般入学者選抜	全日制の課程	3月5日(水)から 3月7日(金)まで	学力検査等 3月12日(水)	3月21日(金)
	・普通科(単位制高等学校を含む) ・農業に関する学科 ・工業に関する学科(特別選抜実施学科を除く) ・商業に関する学科 ・グローバルビジネス科 ・食物文化科 ・福祉ボランティア科 ・理数科 ・総合科学科 ・サイエンス創造科 ・英語科 ・国際文化科 ・グローバル科 ・文理学科 ・教育文理学科 ・総合学科(クリエイティブスクールを含み、エンパワメントスクール及びステップスクールを除く)			
	定時制の課程			
	通信制の課程	3月3日(月)から 3月5日(水)まで	面接 3月9日(日)、10日(月)、 11日(火)のうち一日	
二次入学者選抜(実施校がある場合)				
知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜 (実施校がある場合)		3月25日(火)	面接 3月26日(水)	3月27日(木)
秋季入学者選抜		令和7年 9月8日(月)	小論文、面接 令和7年9月11日(木)	令和7年 9月17日(水)

2 私立高等学校 <参考：近畿入試日>

地域	入試日程
大阪、京都、兵庫	令和7年2月10日（月）～
奈良	令和7年2月 6日（木）～
滋賀	令和7年2月 3日（月）～
和歌山	令和7年2月 1日（土）～

3 専修学校

専修学校は、昭和51年に新しい学校制度として創設されました。学校教育法の中で専修学校は、「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする学校であるとされ、実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として、多岐にわたる分野でスペシャリストを育成しています。

専修学校は、授業時数、教員数や施設・設備などの一定の基準（専修学校設置基準等）を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置されます。

- ・専修学校は以下の3種類に分けられます。

種類	課程	対象	名称
1	高等課程	中学校卒業生	〇〇高等専修学校
2	専門課程	高校卒業生	〇〇専門学校
3	一般課程	学歴・年齢等問わず	〇〇専修学校

1と2の課程を併せてもっている学校もあり、その場合の学校名は「〇〇専門学校」となります。

【専修学校の分野】

分野	主な設置学科
1.工業	情報処理、自動車整備、土木・建築、電気・電子、ゲーム・CGなど
2.農業	農業、園芸、畜産、バイオテクノロジー、ガーデンビジネス、フラワービジネス、動物管理など
3.医療	看護、歯科衛生、歯科技工、臨床検査、診療放射線、理学・作業療法、柔道整復など
4.衛生	栄養、調理、製菓・製パン、理容、美容、メイク、エステティックなど
5.教育・社会福祉	保育、幼児教育、社会福祉、介護福祉、医療福祉など
6.商業実務	経理・簿記、秘書、観光・ホテル、経営、情報、医療事務など
7.服飾・家政	和洋裁、服飾、ファッションデザイン、ファッションビジネスなど
8.文化・教養	音楽、美術、グラフィックデザイン、外国語、演劇・映画、通訳・翻訳、動物、法律行政、スポーツなど

4 高等専門学校

高等専門学校は実践的・創造的技術者を養成することを目的とした高等教育機関で、全国に国公立を合わせて58校あり、全体で約6万人の学生が学んでいます。学科は各学校ごとに異なりますが、大きくは工業系と商船系の学科に分かれています。入学資格は、高等学校と同じく、中学校卒業生で、入学後は5年一貫（商船学科は5年6か月）で、技術者に必要な豊かな教養と体系的な専門知識を身につけることができます。卒業後は2年間の専攻科への進学のほか、大学に編入学することもできます。大阪府では大阪公立大学工業高等専門学校が設置されています。

令和7年度 大阪公立大学工業高等専門学校 本科入試日程

選抜の種類	出願期間	学力検査等	合格者発表
小論文と面接による特別選抜	調整中	1月18日（土）	1月23日（木）
学力検査による選抜	調整中	2月9日（日）	2月14日（金）

所得を証明する書類

各種奨学金や貸付の申込資格の確認、申請書類に添付する市町村民税額や収入を証明する書類の主なものについて見本（大阪市発行のもの）を掲載しています。

1 証明書類

①市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の方に、毎年5月下旬～6月初旬頃、お勤め先を通じて配付されます。 非課税の方についても、その旨を記載した通知書が配付されます。
②市民税・府民税・森林環境税 納税通知書兼税額決定（充当） 通知書	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得以外の所得者の方に、前年中の所得金額等に基づき課税された個人市・府民税額を、納税通知書により郵便で送付されます。 大阪市では、非課税の方には送付していません。
③市民税・府民税・森林環境税 課税（所得）証明書	<ul style="list-style-type: none"> 課税（所得）証明書は、取得する年度の前年中（前年の1月1日～前年の12月31日）の所得を証明するものです。 新年度の課税（所得）証明書は、6月1日（土日の場合は翌開庁日）から発行可能です。 （例）令和6年度の課税（所得）証明書（令和5年中の所得の証明）は、令和6年6月3日（月）より発行可能。 <p>※ 課税（所得）証明書は、毎年1月1日現在にお住まいの市町村で発行することになりますので、1月2日以降に大阪市内に転居された方は、転居前にお住まいの市町村に請求していただく必要があります。</p>

2 大阪市内各市税事務所の連絡先

個人市・府民税の申告に関することは次の市税事務所へお問い合わせください。

市税事務所	お住まいの区	電話番号	所在地
梅田市税事務所	北区・西淀川区・淀川区・東淀川区	4797-2953	〒530-8216 北区梅田1-2-2-700 大阪駅前第2ビル7階
京橋市税事務所	都島区・旭区・城東区・鶴見区	4801-2953	〒534-8502 都島区片町2-2-48 JEI京橋ビル4階
弁天町市税事務所	福島区・此花区・西区・港区・大正区	4395-2953	〒552-8505 港区弁天1-2-2-100 大阪ペイタワー イースト1階
なんば市税事務所	中央区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区	4397-2953	〒556-8670 浪速区湊町1-4-1 大阪シティアターミナルビル（OCAT）5階
あべの市税事務所	阿倍野区・住之江区・住吉区・東住吉区・平野区・西成区	4396-2953	〒545-8533 阿倍野区旭町1-2-7-702 あべのメディックス7階

※ 課税（所得）証明書の請求は、お住まいの区に関係なく大阪市内の全ての市税事務所・区役所・区役所出張所で可能です。

※ 本人確認書類として、住所・氏名・生年月日が分かる公的機関等が発行した身分証をお持ちください。

※ 大阪市役所（北区中之島1-3-20）では、市税に関する証明書は発行しておりません。

①特別徴収税額の決定・変更通知書(見本)

■所得判定基準額を求める計算式

$$\text{所得判定基準額} = \text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除額} \times 3/4$$

(補足1) 政令指定都市以外の場合は、「調整控除の額」のあとの(×3/4)は不要です。

(補足2) 早生まれ(誕生日が1月2日～4月1日)により扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「(課税標準額 - 33万円) × 6% - 市町村民税の調整控除額 × 3/4」で計算します。【適応例】2月10日生まれの高校2年生

総所得③は、課税標準額です。

※に記載のある場合は③に加えます。

税額控除額⑤は、調整控除、寄付金控除(ふるさと納税等)、住宅借入金等特別控除などの控除の合計額です。

令和 年度 給与所得等に係る市市民税・府県税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)																																			
所得	<table border="1"> <tr> <td>給与収入</td> <td></td> <td>主たる給与</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給与所得</td> <td></td> <td>以外の合算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の所得計</td> <td></td> <td>所得区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総所得金額①</td> <td></td> </tr> </table>	給与収入		主たる給与		給与所得		以外の合算		その他の所得計		所得区分				総所得金額①																			
給与収入		主たる給与																																	
給与所得		以外の合算																																	
その他の所得計		所得区分																																	
		総所得金額①																																	
課税標準	<table border="1"> <tr> <td>総所得③</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山林所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分離短期譲渡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分離長期譲渡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式等の譲渡</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>上場株式等の配当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引</td> <td></td> </tr> </table>	総所得③		山林所得		分離短期譲渡		分離長期譲渡		株式等の譲渡	※	上場株式等の配当		先物取引																					
総所得③																																			
山林所得																																			
分離短期譲渡																																			
分離長期譲渡																																			
株式等の譲渡	※																																		
上場株式等の配当																																			
先物取引																																			
所得控除	<table border="1"> <tr> <td>社会保険料</td> <td></td> <td>配偶者特別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模企業共済</td> <td></td> <td>扶養</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生命保険料</td> <td></td> <td>基礎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震保険料</td> <td></td> <td>雑損</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害・寡・心・勤</td> <td></td> <td>医療費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td></td> <td>所得控除合計②</td> <td></td> </tr> </table>	社会保険料		配偶者特別		小規模企業共済		扶養		生命保険料		基礎		地震保険料		雑損		障害・寡・心・勤		医療費		配偶者		所得控除合計②											
社会保険料		配偶者特別																																	
小規模企業共済		扶養																																	
生命保険料		基礎																																	
地震保険料		雑損																																	
障害・寡・心・勤		医療費																																	
配偶者		所得控除合計②																																	
(摘要)																																			
税額	<table border="1"> <tr> <td>税額控除前所得割額④</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額控除額⑤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割額⑥</td> <td></td> </tr> <tr> <td>均等割額⑦</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額控除前所得割額④</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額控除額⑤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割額⑥</td> <td></td> </tr> <tr> <td>均等割額⑦</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林環境税⑧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別徴収税額⑨</td> <td></td> </tr> <tr> <td>控除不足額⑩</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既充当額⑪</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既納付額⑫</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引納付額(⑩-⑪-⑫)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更前税額⑬</td> <td></td> </tr> <tr> <td>増減額(⑩-⑬)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更月</td> <td>月</td> </tr> </table>	税額控除前所得割額④		税額控除額⑤		所得割額⑥		均等割額⑦		税額控除前所得割額④		税額控除額⑤		所得割額⑥		均等割額⑦		森林環境税⑧		特別徴収税額⑨		控除不足額⑩		既充当額⑪		既納付額⑫		差引納付額(⑩-⑪-⑫)		変更前税額⑬		増減額(⑩-⑬)		変更月	月
税額控除前所得割額④																																			
税額控除額⑤																																			
所得割額⑥																																			
均等割額⑦																																			
税額控除前所得割額④																																			
税額控除額⑤																																			
所得割額⑥																																			
均等割額⑦																																			
森林環境税⑧																																			
特別徴収税額⑨																																			
控除不足額⑩																																			
既充当額⑪																																			
既納付額⑫																																			
差引納付額(⑩-⑪-⑫)																																			
変更前税額⑬																																			
増減額(⑩-⑬)																																			
変更月	月																																		

②納税通知書兼税額決定（充当）通知書（見本）

	課税区	台帳番号	区分
--	-----	------	----

令和 年度 市民税・府民税・森林環境税 納税通知書兼税額決定（充当）通知書

印

この通知書で納める金額（普通徴収額）がある場合には、右に記載のとおり各納期限までに納めてください。
 公的年金から差し引く税額（特別徴収税額）がある場合には、右に記載のとおり各徴収月の公的年金から差し引きます。
 ◎納税通知書兼税額決定（充当）通知書と課税明細書は、あわせて課税（所得）証明書として使用できる場合がありますので、大切にしてください。
 ◎賦課（課税）の根拠や税率などについては裏面をご覧ください。また、所得金額、所得控除額及び市民税・府民税などの内訳については2枚目、3枚目の課税明細書をご覧ください。

この通知書で納める税額（普通徴収税額）の各納期の納付額及び納期限

期別	税 額 (⑬)	充当額 (⑭)	差引納付額 (⑬-⑭)	納 期 限
第1期	円	円	円	令和 年 月 日
第2期	円	円	円	令和 年 月 日
第3期	円	円	円	令和 年 月 日
第4期	円	円	円	令和 年 月 日

上記の普通徴収税額（差引納付額）は、ご指定の金融機関口座から、各納期限の日に引き落としします。

金融機関名	支 店 名	預金種別	口 座 番 号	振替方法

公的年金から差し引く税額（特別徴収税額）の徴収月及び徴収額

徴収月	税 額	変更前税額	差引増減額
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円

上記の特別徴収税額のうち、令和 年10月以降の納税は次の公的年金から徴収します。

公的年金の種類	
公的年金の支払者	
支払者の法人番号	

令和 年度の税額として公的年金から差し引く税額（仮特別徴収税額）の徴収月及び徴収額

徴収月	税 額	
年 月	円	
年 月	円	
年 月	円	

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、令和 年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、上記の公的年金の支払い者が左記の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。
※前年度の公的年金等に係る税額の2分の1を、3回に分けて徴収することとなります。

令和 年度 市民税・府民税・森林環境税課税明細書(その1)

	課税区	台帳番号	区分
--	-----	------	----

所得金額、課税標準額及び算出所得割額の内訳

所得区分	所得金額
営業等	円
農業	円
不動産	円
利子・配当	円
(給与収入)	円
給与所得	円
(公的年金等収入)	円
雑所得	円
(損益通算前)	円
譲渡・一時	円
総所得金額	円

繰越損失額

種類	繰越損失額
	円
	円
	円

扶養親族・控除対象配偶者・本人該当項目の内訳

扶養親族等該当区分		本人該当区分
同一生計配偶者		
老人控除対象配偶者		
特定扶養親族		
老人扶養親族		
16歳未満一般扶養親族		
特別障害者		
特別障害者		
普通障害者		
普通障害者		
障害者		
勤労学生		

該当する区分に*または人数を記載しています。

所得控除の内訳

所得控除区分	所得控除額
社会保険料	円
小規模企業共済	円
生命保険料	円
地震保険料	円
寡婦・ひとり親等	円
障がい	円
配偶者	円
配偶者特別	円
扶養	円
基礎	円
雑	円
医療費	円
合 計	円

課税標準額（課税所得金額）

所得区分	所得金額	特別控除額	算出所得割額	
			市民税	府民税
短期譲渡	円	円	円	円
短期譲渡	円	円	円	円
長期譲渡	円	円	円	円
長期譲渡	円	円	円	円
株式等	円	円	円	円
株式等	円	円	円	円
上場株式等の配当等	円	円	円	円
先物取引	円	円	円	円
山林	円	円	円	円
退職	円	円	円	円
算出所得割額の合計①			円	円

※に記載のある場合は加えます。

令和 年度 市民税・府民税・森林環境税課税明細書(その2)

	課税区	台帳番号	区分
--	-----	------	----

市民税・府民税の内訳

	市民税	府民税	合計
算出所得割額の合計①	円	円	円
税額調整控除額②	円	円	円
配当控除額③	円	円	円
住宅借入金等特別税額控除額④	円	円	円
寄附金税額控除額⑤	円	円	円
外国税額控除額等⑥	円	円	円
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額⑦	円	円	円
差引所得割額(①-⑧)⑨	円	円	円
均等割額⑩	円	円	円
年税額(⑨+⑩)⑪	円	円	円

寄附金税額控除額(⑤)の算出の基礎となる寄附金の額

区 分	金 額
都道府県・市区町村(特別控除対象)	円
日本赤十字社・共同募金会、都道府県、市区町村(上記以外)	円
条例により指定されたもの	円
	円
	円

合計税額の明細

	金 額
年 税 額	円
⑪のうち給与から差し引く税額(特別徴収税額) ⑫	円
⑪のうち公的年金から差し引く税額(特別徴収税額) ⑬	円
うち仮特別徴収税額(令和 年 月～令和 年 月分)	円
うち本特別徴収税額(令和 年 月～令和 年 月分)	円
⑪のうち普通徴収税額(①-⑫-⑬)⑭	円

配当割額・株式等譲渡所得割額(⑦)に関する明細

	金 額
⑦のうち所得割から控除しきれなかった額⑮	円
⑮のうち普通徴収税額(⑭)に充当する額⑯	円

この通知書によって還付する額

還 付 す る 額	円
-----------	---

参考資料集

③課税（所得）証明書（見本）

令和 年度市民税・府民税・森林環境税証明書 (令和 年中の所得証明書)

納税義務者	住所	
	令和 6年1月1日現在 住所(所在地)	
	氏名	

市民税・府民税額(円)			課税標準額(計)	
区分	所得割額	均等割額	税額	年税額
市民税				
府民税				
森林環境税				

所得金額(円)			

所得控除額(円)			
社会保険料		寡婦・寡夫・ひとり親	
小規模共済等掛金		勤労学生	
生命保険料		障がい者	
地震保険料		配偶者・扶養	
		配偶者特別	
		基礎	
		雑損	
		医療費	
		合計	

税額控除額(円)					
区分	市民税	府民税	区分	市民税	府民税
調整控除			寄附金税額控除		
配当控除			所得割調整額・外国税額控除等		
住宅借入金等特別控除			配当割額・株式等譲渡所得割額控除		

控除対象配偶者	扶養親族	特定	老人(内同居)	16歳未満	その他	合計(配偶者除く)	本人該当	特別障がい	その他障がい	寡婦	特別寡婦	寡夫	ひとり親	勤労学生	事業専従者	
		人	人(人)	人	人	人										区分
特別障がい者(内同居)			その他障がい者			合計(本人除く)			専従者数		給与額等					
人(人)			人			人										

(備考)

(参考) 指定都市以外の所得割の標準税率に基づいた税額及び税額控除額(※この項目は証明書の提出先において使用する場合があります。)

区分	所得割額	均等割額	税額	年税額
市民税				
府民税				

区分	市民税	府民税	区分	市民税	府民税
調整控除			寄附金税額控除		
配当控除			所得割調整額・外国税額控除等		
住宅借入金等特別控除			配当割額・株式等譲渡所得割額控除		

上記のとおり相違ないことを証明します。
税証第 *** - *** 号
令和 年 月 日

大阪市長

印

奨学金等制度についての相談窓口

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター
事務管理担当（就学支援グループ）

〒557-0014 大阪市西成区天下茶屋1-16-5（もと今宮小学校）

電話：06-6115-7651 FAX：06-6115-8170

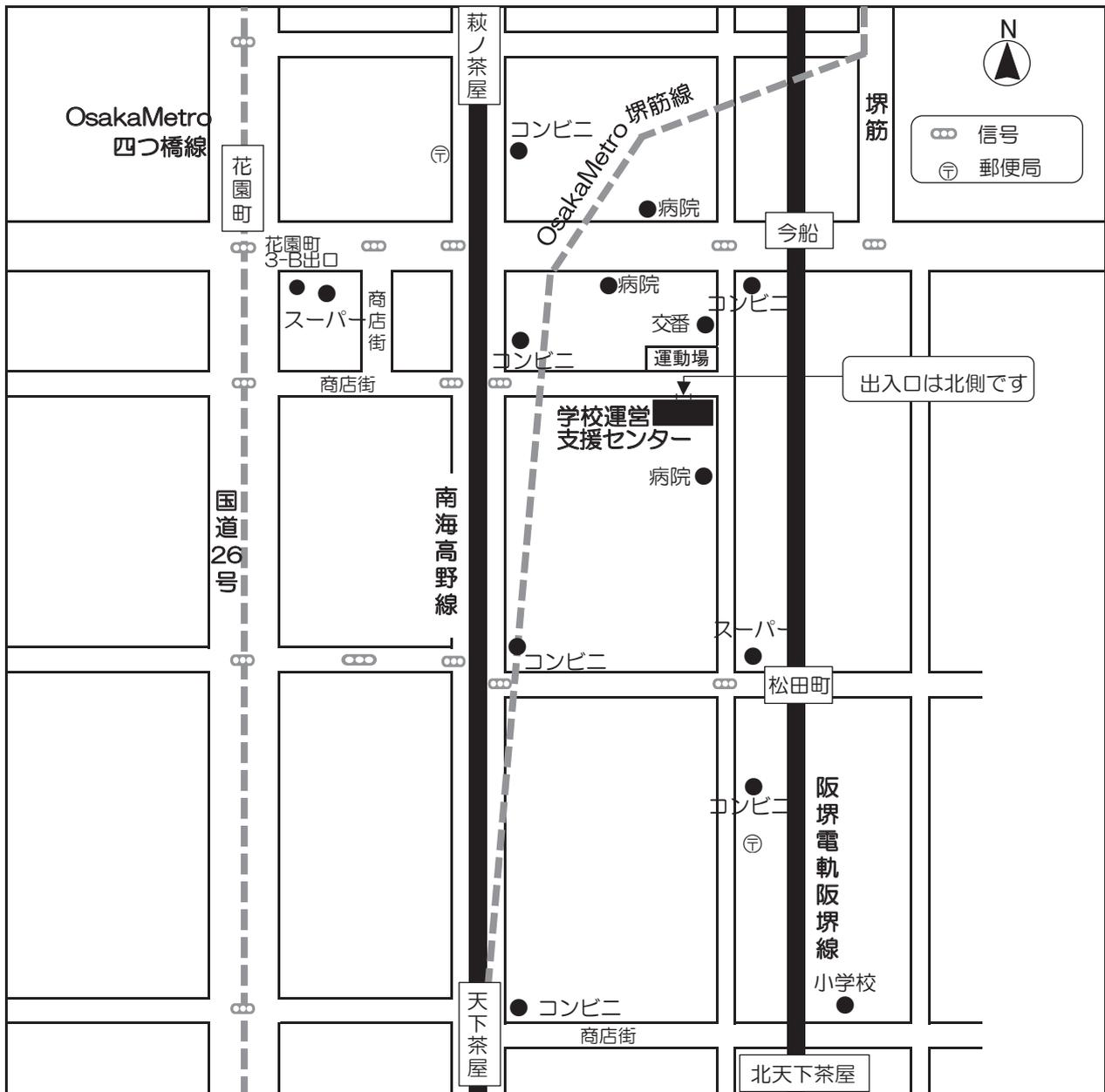
電話相談：月～金 9：00～12：00、13：00～17：30

個別専門相談：月～金 9：30～12：00、13：00～17：00

※ 土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※ 個別専門相談（面談）は予約制です。

《学校運営支援センター 周辺地図》



【交通アクセス】

- OsakaMetro四つ橋線「花園町」南東へ約550m、堺筋線「天下茶屋」北東へ約750m
- 南海電鉄「天下茶屋」北東へ約750m、「萩ノ茶屋」南東へ約650m
- 阪堺電軌阪堺線「今船」南西約250m